平成27年4月28日施行令和7年4月1日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

平成27年4月28日施行

平成27年8月31日変更

平成28年4月1日変更

平成28年7月11日変更

平成28年10月18日変更

平成29年4月1日変更

平成29年9月6日変更

平成30年6月29日変更

平成30年10月1日変更

平成31年4月1日変更

令和元年7月1日変更

令和元年12月11日変更

令和2年2月1日変更

令和2年3月30日変更

令和2年4月1日変更

令和2年7月8日変更

令和2年10月1日変更

令和3年4月1日変更

令和3年4月16日変更

令和3年7月1日変更

令和4年4月1日変更

令和4年4月1日変更

令和4年7月5日変更

令和5年4月1日変更

令和5年4月3日変更

令和5年7月1日変更

令和5年12月27日変更

令和6年4月1日変更

令和6年4月10日変更

令和6年8月1日変更

令和7年1月6日変更

令和7年4月1日変更

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針

目 次

第1章 総則	1
第2章 需要想定	2
第3章 供給計画の取りまとめ等	4
第4章 容量市場及び電源入札等	6
第5章 調整力の確保1	3
第6章 設備形成1	5
第7章 系統アクセス2	9
第8章 需給状況の監視のための計画提出6	9
第9章 需給状況の悪化時の指示等7	9
第10章 一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等8	0
第11章 地域間連系線の管理9	5
第12章 作業停止計画の調整10	0
第13章 系統情報の公表10	6
第14章 需要者スイッチング支援10	7
第15章 緊急時の対応及び災害時連携計画の検討等11	5
第16章 電力需給等に関する情報の提供11	
第17章 その他11	8
附則11	
附則(平成27年8月31日)11	9
附則(平成28年4月1日)12	
附則(平成28年7月11日)12	0
附則(平成28年10月18日)12	
附則(平成29年4月1日)12	
附則(平成29年9月6日)12	1
附則(平成30年6月29日)12	3
附則(平成31年3月28日)12	
附則(令和元年7月1日)12	4
附則(令和元年12月11日)12	
附則(令和2年3月30日)12	
附則(令和2年7月8日)12	
附則(令和3年4月16日)12	7

附則	(令和3年6月	24日)	12
附則	(令和4年4月	1日)	
附則	(令和4年7月	5日)	
附則	(令和5年4月	3 目)	
附則	(令和5年6月	26日)	12
附則	(令和6年4月	10日)	12
附則	(令和6年7月	22日)	12
附則	(令和7年3月	26日)	12

第1章 総則

(目的)

第1条 この送配電等業務指針(以下「本指針」という。)は、電気事業法(昭和39年法律第170号、以下「法」という。)第28条の40第1項第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 本指針で使用する用語は、本指針に特に定めるもののほか、法並びに 法に基づいて規定された政令及び省令並びに電力広域的運営推進機関(以下 「本機関」という。)の定款及び業務規程において使用する用語の例による。

(期限の取扱い)

第3条 本指針において定める期限の末日が本機関の休業日であるときの取扱いは、業務規程の取扱いと同一とする。

第2章 需要想定

(供給区域需要の想定)

- 第4条 一般送配電事業者及び配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。
 - 一 想定期間
 - ア 原則として、第1年度以降10年間
 - イ 第1年度の使用端電力量、送電端電力量及び最大需要電力は月別
 - ウ 第2年度の最大需要電力は月別
 - 二 想定対象
 - ア 需要電力量 使用端電力量、需要端電力量及び送電端電力量
 - イ 最大需要電力 送電端最大3日平均電力
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、 本機関が業務規程第22条第2項の規定により公表する経済見通しその他の 情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要 想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出しなければならない。

(供給区域需要の想定の検証)

- 第5条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気象等による影響量に関する情報を提出しなければならない。
 - 一 前年度下期及び前年度の需要電力量 毎年6月末日
 - 二 当年度上期の需要電力量 毎年11月末日
 - 三 当年度の夏季最大需要電力 毎年10月末日
 - 四 前年度の冬季最大需要電力 毎年5月末日
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、別表 2 1 のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。ただし、本機関の要請があった場合には、別表 2 1 に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気 象、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について

検証しなければならない。

- 4 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げるとおり、第2項の 検証結果を本機関が定める様式に基づき、提出する。
 - 一 前年度の需要電力量に関する検証結果 毎年7月末日
 - 二 当年度の夏季最大需要電力に関する検証結果 毎年10月末日
 - 三 前年度の冬季最大需要電力に関する検証結果 毎年5月末日
- 5 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の検証結果等を供給区域需要の 想定に反映しなければならない。

比較対象とする需要実績検証する需要想定前年度の需要電力量前年度計画の第1年度当年度の夏季最大需要電力当年度計画の第1年度前年度の冬季最大需要電力前年度計画の第1年度

別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績

(小売需要の想定)

- 第6条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」 という。)は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下こ の章において「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部とし て、本機関に提出する。
- 2 小売電気事業者等は、小売需要の想定に当たっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。

(小売需要の想定の検証)

- 第7条 小売電気事業者等は、第5条第2項及び第3項の規定に準じて、小売 需要の実績と需要想定の差異について比較し、その差異について検証を行う。
- 2 小売電気事業者等は、前項の検証結果を、小売需要の想定に反映するものとする。

第3章 供給計画の取りまとめ等

(供給計画の案の提出)

- 第8条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限まで に、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関 に提出しなければならない。
 - 一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等、発電事業者及び特定卸供給事業者 毎年2月10日
 - 二 一般送配電事業者及び配電事業者 毎年3月10日
- 2 電気事業者は、業務規程第26条第1項の規定により、本機関から供給計画の案の見直しの要請を受け、見直し後の供給計画の案を提出する場合には、 本機関に対し、見直しを行った箇所について説明しなければならない。

(供給計画の提出)

- 第9条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限まで に、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を本機関に提出しなけれ ばならない。
 - 一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等、発電事業者及び特定卸供給事業者 毎年3月1日
 - 二 一般送配電事業者及び配電事業者 毎年3月25日
- 2 電気事業者は、本機関に提出した供給計画の案と供給計画との間に変更がある場合には、本機関に対し、変更箇所について説明しなければならない。

(年度途中に電気事業者となった者による供給計画の提出)

第10条 年度途中に電気事業者となった者は、電気事業者となった後遅滞な く、経済産業省令で定めるところにより、新たに電気事業者となった日を含 む年度における供給計画を本機関に提出しなければならない。

(供給計画の変更)

第11条 電気事業者は、供給計画を変更した時は、供給計画の変更した事項 を遅滞なく、本機関に提出しなければならない。

(発電設備等の廃止計画の提出)

第12条 発電事業者は、設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、本機関に提出しなければならない。

第13条 削除

第14条 削除

(供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力)

- 第15条 電気事業者は、業務規程第26条第1項及び第28条第1項の規定により、提出した供給計画の案又は供給計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 2 電気供給事業者は、業務規程第28条第4項の規定により、本機関から需 給バランス評価に当たって、必要な情報の提供その他の協力を求められたと きには、速やかにこれに応じなければならない。

第4章 容量市場及び電源入札等

第1節 容量市場

(容量市場システムの利用)

- 第15条の2 容量市場システムを通じて行うことができる業務は、容量市場 に関連する次の各号に掲げる業務とする。
 - 一 事業者情報の登録、変更、取消
 - 二電源等情報の登録、変更、取消
 - 三 期待容量の登録、変更、取消
 - 四 容量オークションへの応札情報の登録、変更、取消
 - 五 本機関との間で締結した容量確保契約に関連する情報の確認及び資料の 提出
 - 六 差替先電源等情報の登録、変更、取消
 - 七 本機関から通知、公表される容量市場に関連する情報の確認
 - 八 その他容量市場に関連する業務

(マニュアルの遵守等)

第15条の3 市場参加資格事業者、一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が業務規程第32条の4の規定により作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5の規定により策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。

第15条の4 削除

(市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み)

- 第15条の5 市場参加資格事業者は、本機関による容量オークションの募集 への応札を希望する場合は、事前に、次の各号に掲げる市場参加資格事業者 の基本情報の登録申込みを行わなければならない。
 - 一 事業者情報の登録
 - 二 電源等情報の登録
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関から電源等情報の登録申込み に関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応 じなければならない。

(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込み)

- 第15条の6 市場参加資格事業者は、容量市場システムに登録した市場参加 資格事業者の基本情報の内容に変更が生じ、又は基本情報を取り消す場合に は、本機関へ速やかに変更又は取消の申込みを行わなければならない。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関から電源等情報の変更又は取 消の手続に関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の 提供に応じなければならない。

(メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順)

- 第15条の7 メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順は、 次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 期待容量の登録 メインオークションへの応札を希望する市場参加資格 事業者は、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの 受付期間において、期待容量の登録を行う。なお、期待容量の登録後、期 待容量の受付期間中に限り、期待容量の変更又は取消の申込みを行うこと ができる。
 - 二 応札 メインオークション参加資格事業者は、メインオークション募集 要綱に定める応札の受付期間において、応札情報を提出する。なお、応札 情報の提出後、応札の受付期間中に限り、応札情報の変更又は取消を行う ことができる。

(期待容量の審査の協力)

第15条の8 会員は、本機関から期待容量の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。

(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

- 第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する。 この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」 と読み替えるものとする。
- 2 調達オークション募集要綱の参加条件に該当する事業者のうち、調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかった事業者であって、次の各号のいずれかに該当する者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。
 - 一 調達オークション募集要綱に定める安定電源により安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「安定電源提供者」という。)
 - 二 調達オークション募集要綱に定める変動電源により供給力を提供する事

業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)

(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用 する(第15条の7第1号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」と、「容量提供事業者」とある のは「容量リリース事業者」と読み替えるものとする。

(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定 の進用)

第15条の10の2 第15条の7の規定は、長期脱炭素電源オークションの場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。

(容量確保契約の変更又は解約に応じる義務)

第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条の19第3項の規定により、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。

(供給力確認対象事業者の条件)

- 第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、 容量提供事業者となったメインオークション募集要綱に定める発動指令電 源により供給力を提供する事業者(以下「発動指令電源提供者」という。)
 - 二 調達オークションへの参加を希望する発動指令電源提供者

(電源等リストの登録の申込み)

- 第15条の13 供給力確認対象事業者は、本機関が定める電源等リストの登録申込みの受付期間において、電源等リストの登録の申込みを行わなければならない。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関から電源等リストの登録申込 みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に 応じなければならない。
- 3 供給力確認対象事業者は、電源等リストの作成に当たっては、業務規程第 32条の24第3項の規定により本機関が作成した様式を使用しなければな

らない。

4 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源 等リストの情報の提供を受ける。

(電源等リストの変更又は取消の申込み)

- 第15条の14 供給力確認対象事業者は、次の各号に掲げる期間においての み、電源等リストの変更又は取消の申込みを行うことができる。
 - 一 電源等リストの登録申込みの受付期間中
 - 二 実需給年度の開始直前の本機関が別途定める一定の受付期間中
 - 三 実需給年度中

(実効性テストの手順)

- 第15条の15 実効性テストの手順は次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 実効性テストの実施日程の報告 テスト対象事業者は、本機関の要請に 基づき、テスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者又は配 電事業者(以下「協力一般送配電事業者等」という。)との間で実効性テス トの実施日程を調整し、確定した実施日程を本機関へ報告する。
 - 二 実効性テストの実施 テスト対象事業者は、前号の規定により本機関に 報告した実施日程において、実効性テストを実施する。
 - 三 実効性テスト結果の提出 テスト対象事業者は、実効性テストの実施後、 本機関の要請に基づき、実効性テスト結果を本機関へ提出する。
- 2 前項の規定にかかわらず、テスト対象事業者は、業務規程第32条の33 に定める条件を満たす場合、前項各号の手続を省略することができる。
- 3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するに当たっては、業務規程第32条の29第2項の規定により本機関が作成した様式を使用しなければならない。

(実効性テストの実施の協力)

- 第15条の16 協力一般送配電事業者等は、本機関からの要請に基づき、次の各号に掲げる、テスト対象事業者による実効性テストの実施に関する事項について協力しなければならない。
 - 一 テスト対象事業者との実効性テストの実施日程の調整
 - 二 実効性テスト結果の確認
 - 三 その他実効性テストの実施に関し必要な事項

(アセスメント)

- 第15条の17 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、 業務規程第32条の34のアセスメントに必要な情報を提出しなければなら ない。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。

(差替先電源等情報の登録条件)

- 第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に 該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に 限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。
 - 一 容量市場における入札ガイドライン(以下この条において「入札ガイドライン」という。)に定める調達オークションの参加条件を満たしていること。 ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。
 - 二 対象とする実需給年度のメインオークション又は調達オークションで落 札された後、差替元として、差替先電源等と電源等差替がされたこと。
- 2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等 が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登 録の申込みを行うことができる。
 - 一 入札ガイドラインに定める調達オークションの参加条件を満たしている こと。ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達 オークションに応札され、落札されていない場合に限る。
 - 二 対象とする実需給年度のメインオークション又は調達オークションで落 札された後、差替元として、差替先電源等と電源等差替がされたこと。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる差替先電源等提供者は、当 該各号に掲げる条件を満たしていなければ、差替先電源等情報の登録の申込 みを行うことができないものとする。
 - 一 第1項に規定する差替先電源等提供者 対象とする実需給年度に応じた 期待容量が登録されていること。
 - 二 前項に規定する差替先電源等提供者 電源等リストの登録又は実効性テスト結果の提出により、対象とする実需給年度に応じた期待容量が確定していること。
- 4 差替先電源等提供者は、容量市場システムに登録した差替先電源等情報の 変更又は取消が必要になった場合は、適切に変更又は取消を行わなければな

らない。

(電源等差替)

- 第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。なお、原則として、容量提供事業者が長期脱炭素電源オークションで落札している電源については申込みを行うことはできない。
 - 電源等差替の相手方が容量市場システムに登録されている差替先電源等であること。
 - 二 差替先電源等提供者との合意が得られていること。

第2節 電源入札等

(一般送配電事業者又は配電事業者による電源入札等の検討の要請)

第16条 一般送配電事業者又は配電事業者は、大規模な発電等用電気工作物 (発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)の計画 外停止等により、需給ひつ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関に よる電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込ま れる場合は、本機関に対して、業務規程第35条第1項第2号に定める電源 入札等の検討の要請を行うことができる。

第17条 削除

第18条 削除

(電源入札等の応募者の条件)

- 第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条の規定による本機関の募集に対して応募することができる。
 - 一 発電等用電気工作物を維持し、運用することその他の供給能力の確保ができる技術力があること。
 - 二 電源等維持運用業務にかかる費用(電源入札補填金は除く。)を負担する 意思及び能力があること。
 - 三 供給力を提供する期間において、継続的に供給力を提供する意思及び能力があること。
 - 四 法その他の法令が遵守できること。

五 その他の電源入札等の基本要件に定める条件を満たしていること。

(電源入札等の応募者の指定)

- 第20条 業務規程第38条第2項の規定により本機関から電源入札等の応募 者の指定を受けた電気供給事業者は、特別な理由のない限り、電源入札等に 応募しなければならない。
- 2 本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた場合で、電源入札等に応募 できないときは、本機関に対し、応募できない理由を書面又は電磁的方法に より説明しなければならない。

(電源等維持運用者の募集の手順)

第21条 電源入札等へ応募する電気供給事業者は、業務規程第38条第1項 第2号の規定に基づき本機関が策定・公表した募集要綱に記載した期限まで において、応募価格等を記載した必要な書類を書面又は電磁的方法にて提出 する。

第22条 削除

(落札者の電源等維持運用業務の報告)

第23条 電源等維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、発 電等用電気工作物の新増設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その 他の本機関が定める電源等維持運用業務の内容を報告しなければならない。

第5章 調整力の確保

(調整力の確保に関する計画及び実績の提出)

- 第24条 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、本機関が定める様式 により、翌年度の調整力の確保に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、 本機関に提出しなければならない。
- 2 前項の調整力の確保に関する計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 調整力の必要量
 - 二 調整力の具体的内容
 - 三 調整力を必要とする理由
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、前年度における前項の計画 に対する調整力の活用の実績を、本機関に提出しなければならない。

(調整力の確保)

- 第25条 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統運用(第150条に定める。)に必要な調整力をあらかじめ確保するよう努める。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力を確保する際においては、業務 規程第181条の規定により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際 に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。

(調整力の公募等)

第26条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を調達する場合は、原 則として、公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保され た方法によるものとし、特定種の発電設備等や特定の電気供給事業者を優遇 してはならない。

(公募等の実施要綱等の作成)

第27条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力の公募又は需給調整市場からの調達等を実施する場合には、原則として、調整力が満たすべき要件、公募又は取引スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募の実施要綱又は需給調整市場の取引規程等を策定し、公表する。

(公募等の手続)

第28条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力の公募を実施する場合 には、策定した実施要綱等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の 性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。

- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、需給調整市場から調整力を調達する場合には、策定した取引規程等に基づき、調整力の必要量を提示し、入札金額、系統運用上の制約等を踏まえ、オークションにより落札者を決定する。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の求めに応じ、調整力の公募 等の落札者の名称、当該落札者から調達した調整力の要件、需給調整市場の 約定結果その他本機関が要求する事項を本機関に報告する。

(調整力の提供に関する契約の締結)

- 第29条 一般送配電事業者及び配電事業者と調整力の公募等の落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。ただし、一般送配電事業者及び配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者と需給調整市場での取引をする事業者は、 需給調整市場の取引規程等にしたがって、需給調整市場において約定した調 整力を利用する内容の契約を締結する。

(公募等の結果の公表)

第30条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力の公募の手続の結果又は需給調整市場の約定結果を公表しなければならない。

(連系線に係る取引の上限値の通知及び確保量の報告)

第30条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者の供給 区域を跨ぐ取引の場合、本機関より通知を受けた需給調整市場において調整 力の取引ができる連系線容量の範囲内で約定させるものとし、約定結果によ りマージンとして確保する当該連系線の容量を本機関へ報告する。

第6章 設備形成

(設備形成に係る委員会への協力)

第31条 電気供給事業者は、業務規程第47条の規定により設置された広域 連系系統の設備形成等に関する常設の委員会(以下「設備形成に係る委員会」 という。)の要請に基づき、設備形成に係る委員会の運営に関して協力しな ければならない。

第32条 削除

第33条 削除

(広域系統整備に関する提起)

- 第34条 一般送配電事業者は、本機関が定め公表する様式に基づき、本機関に対して、電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起を行うことができる。
- 2 前項の規定により広域系統整備に関する提起を行った一般送配電事業者 (以下「検討提起者」という。)は、本機関が業務規程第59条の規定により 受益者及び費用負担割合等を決定するまでの間は、合理的な理由が認められ る場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
 - 一 広域系統整備に関する提起の取下げ
 - 二 検討提起者の地位の承継(新たに提起者となる者が広域系統整備に要する と見込まれる費用負担の意思を有している場合に限る。)
 - 三 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更

(電気供給事業者による広域連系系統の増強を求める申出)

第34条の2 電気供給事業者は、広域連系系統の混雑により、自らが維持し、 及び運用する発電設備等の出力に制限が生じており、当該設備の出力が制限 されることで事業性に影響すると判断した場合には、本機関に対し、広域連 系系統を増強するよう申し出ることができる。

第35条 削除

第36条 削除

第37条 削除

第38条 削除

第39条 削除

第40条 削除

第41条 削除

(実施案等の応募資格者及び募集に対する応募意思の表明)

- 第42条 業務規程第56条の3の規定により本機関が実施する実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 一般送配電事業者
 - 二 送電事業者
 - 三 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者(新たに設立する法人により当該許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。)であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者
- 2 業務規程第56条の3の規定により本機関が実施する実施案及び事業実施 主体の募集への応募意思を有する応募資格者は、業務規程第56条の3第1 項第2号の公募要綱に定めるところにより、応募意思を表明する文書を書面 又は電磁的方法にて提出する。

(実施案の作成に必要な情報の提供依頼)

- 第42条の2 業務規程第56条の3第1項第2号の公募要綱に定める応募資格を満たす事業者(以下「有資格事業者」という。)は、実施案の作成のために必要がある場合は、本機関に対し、次の各号に掲げる情報の提供を求めることができる。
 - 一 送電系統図(送電線経過図、給電系統図等)
 - 二 既設電気所の概要(単線結線図、機器配置平面図等)
 - 三 設備の諸データ (電圧、設備容量、運用容量、インピーダンス等)
 - 四 予想潮流図
 - 五 系統解析用データ (熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等)
 - 六 広域機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ
 - 七 その他実施案の作成に必要となる技術的な情報

(実施案の提出)

- 第43条 有資格事業者は、実施案を提出する場合には、業務規程第56条の 3第1項第2号の公募要綱にしたがって本機関に提出する。
- 2 業務規程第56条の3第3項及び第56条の4の規定により本機関から実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。
- 3 実施案を提出しようとする事業者は、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備(以下「他者設備」という。)の増強、改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、実施案の作成に際し、当該他の電気供給事業者に対し、実施案が他者設備に与える影響の有無及びその内容を確認しなければならない。

第44条 削除

第45条 削除

(実施案の修正)

第46条 実施案を提出した事業者は、業務規程第58条第2項の協議による 場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。

(費用負担意思の回答)

第47条 業務規程第59条第4項及び第5項の規定により広域系統整備の費用負担割合等の案の通知があった費用負担候補者は、書面又は電磁的方法により費用負担の意思を回答しなければならない。

(費用負担割合等の検討結果に不服がある場合)

第48条 業務規程第59条第4項及び第5項の規定による通知内容に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合等の再検討を要請することができる。

第49条 削除

第50条 削除

第51条 削除

(他者設備の対策)

第52条 他者設備を維持・運用する電気供給事業者は、広域系統整備計画の 内容に当該他者設備の建設、維持及び運用が含まれる場合においては、事業 実施主体の求めに応じ、広域系統整備計画の実現のために、必要となる工事 の実施、工事後の設備の維持、運用その他の必要な協力をしなければならな い。

(広域系統整備計画策定後の情報提供)

- 第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。
 - 一 広域系統整備計画策定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
 - 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要 な情報

(広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の整備又は更新に要する 費用の額の届出)

第53条の2 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金(以下「広域系統整備交付金」という。)の交付を受けるに当たり、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。次条において同じ。)の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系統整備計画ごとに当該流通設備の整備又は更新に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。

(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の 届出)

第53条の3 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する交付金(以下「系統設置交付金」という。)の交付を受けるに当たり、供給計画に従い設置等を行った流通設備(系統設置交付金)

の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。)の使用を開始した 日の属する年度から当該流通設備の耐用年数の期間の末日の属する年度まで の間、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系 統整備計画ごとに当該流通設備の設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、 本機関に届け出なければならない。

(認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用の額の届出)

第53条の4 法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者(以下単に「認定整備等事業者」という。)は、再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する特定系統設置交付金(以下単に「特定系統設置交付金」という。)の交付を受けるに当たり、法第28条の50第2項に規定する認定整備等計画(以下単に「認定整備等計画」という。)に従い、流通設備であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、設置を行う当該流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する年度までの間、当該流通設備の設置に要する費用が発生する年度の本機関が別途通知する期日までに、認定整備等計画ごとに当該費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。

(認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請)

- 第53条の5 認定整備等事業者は、本機関から、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の貸付けを受けるに当たり、本機関に認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入れを申請することができる。
- 2 認定整備等事業者は、前項の規定により資金を借り入れるときは、業務規程第64条の5第5項に規定する契約の定めるところにより、本機関から貸付けを受け、返済しなければならない。

(流通設備の整備の検討の開始)

- 第54条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、 流通設備(連系線を除く。以下この節において同じ。)の整備に関する検討を 開始する。
 - 一 発電設備等又は需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合
 - 二 需要の動向、電源の新増設、電源の広域的な利用、電源の廃止等によって、既設設備の最大限の活用を図っても電力系統が電力系統性能基準(第6

- 1条に規定する電力系統性能基準をいう。第55条第7号において同じ。) を充足できなくなると予想される場合
- 三 既設の流通設備における送電損失や維持費用等のコストが大きく、流通 設備の増強等を行うことに経済合理性が認められる場合
- 四 その他電気の安定供給の確保、品質の維持、広域的な系統利用の円滑化、経済合理性等の観点から流通設備の整備を行うことが合理的と考えられる場合

(流通設備の整備計画の策定)

- 第55条 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項(将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。)を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。
 - 一 需要の見通し(節電及びディマンドリスポンスの見通しを含む。)
 - 二 電源の開発計画
 - 三 流涌設備の更新計画
 - 四 系統アクセス業務の状況
 - 五 送電系統(連系線を除く。)への電源の連系等に制約が生じている地域の 状況
 - 六 連系線の運用容量に制約を与えている流通設備(連系線を除く。)の状況
 - 七 電力系統性能基準の充足性
 - 八 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号) その他の法令又は政省令による制約
 - 九 広域系統長期方針、広域系統整備計画その他の将来の計画との整合性
 - 十 流通設備の整備により発生、増加又は減少する費用(工事費、維持・運用 費用、送配電損失を含む。)
 - 十一 流通設備の整備が電力系統の安定性に与える影響(電力系統の運用に関する柔軟性の向上、工事実施時の作業停止による電気の供給信頼度への影響を含む。)
 - 十二 自然現象(雷、土砂災害、津波、洪水等)等により流通設備に故障が発 生するリスク
 - 十三 工事の実現性(用地取得のリスク、工事の難易度を含む。)
 - 十四 流通設備の保守(流通設備の故障発生時の対応を含む。)の容易性
 - 十五 電力品質への影響
 - 十六 その他合理的な流通設備の形成・維持・運用のために必要な事項

(流通設備の整備の完了時期)

- 第56条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮 し、流通設備の整備の完了までに要する期間を見込んだ上で、整備が必要と なる時期までに整備を完了するよう努める。
 - 一 法その他の法令に基づく手続に必要となる期間
 - 二 用地の取得に要する期間
 - 三 資機材の調達に要する期間
 - 四 電力設備の作業停止、自然条件その他の工事の実施に関する制約
 - 五 流通設備の整備の実現性及び経済性等に影響を与える可能性がある他の 工事(公共事業等の他の者が行う工事を含む。)と協調して工事を行う必要 性
 - 六 流通設備の整備が大規模又は広範囲に及ぶ場合において、設計・施工等 の能力を確保する観点から、段階的に流通設備の整備を行う必要性
 - 七 その他流通設備の整備を実施するために必要となる期間

(流通設備の整備の前提となる諸条件)

- 第57条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲 げる考え方に基づいて決定する。
 - 一 電気方式
 - ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。ただし、交流三相3線式を採用することが技術上困難な場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理性が認められる場合は、直流方式を採用することができる。
 - イ 低圧の場合 交流三相3線式、交流三相4線式、交流単相3線式又は交 流単相2線式とする。
 - 二 標準周波数 50ヘルツ又は60ヘルツとする。
 - 三 電圧階級 既設設備との整合性並びに需要及び電源の規模を考慮の上、 決定する。
 - 四 中性点接地方式
 - ア 電圧が17万ボルト以上の交流系統 直接接地方式とする。
 - イ その他の交流系統 抵抗接地方式、リアクトル接地方式、又は非接地方式とする。ただし、電力ケーブルを使用する場合、補償リアクトル接地方式の採用を検討する。接地インピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定する。
 - 五 回線数
 - ア 特別高圧の電線路

- (ア) 次の(イ) から(エ) まで以外の場合 2回線とする。
- (イ)機器装置の単一故障時に供給支障(電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限すること(電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。)をいう。以下同じ。)や発電支障等(電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の発電設備等の電力系統からの電気的な切り離し、発電抑制(第64条第2項第2号イに定める発電抑制をいう。)及び充電抑制(第64条第2項第2号ウに定める充電抑制をいう。)をいう。以下同じ。)の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 1回線とする。
- (ウ)配電線路(契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。) の場合 1回線とする。
- (エ)スポットネットワークによる供給方式を採用する場合及び地中送電系 統において多端子ユニット方式を採用する場合 3回線とする。
- イ 高圧の電線路 1回線とする。
- 六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は発電支障等の影響、作業停止の容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮断器を開放せず併用する端子数を決定する。
- 七 短絡・地絡故障電流の許容値 一般送配電事業者又は配電事業者が定めた電圧階級ごとの許容最大値を超えない範囲で決定する。
- 八 変電所及び開閉所の母線方式 供給信頼度、系統運用の柔軟性、運転保 守及び経済性を考慮の上、決定する。
- 九 系統保護方式 電圧階級、系統構成(第151条に定める。以下同じ。)、 中性点接地方式、既設系統保護方式との整合性等を考慮の上、決定する。

(流通設備の規模の考え方)

- 第58条 流通設備の規模(電線の太さ、変圧器の容量等)については、次の各 号に掲げる事項を考慮の上、決定する。
 - 一 需要及び電源の動向、将来の系統構成その他将来の見通し
 - 二 短絡・地絡故障電流の大きさ、電力系統の安定性、機器の電力系統への 電気的な接続時又は電力系統からの電気的な切り離し時に発生する電圧変 動の抑制、潮流による電圧降下その他技術上考慮すべき事項
 - 三 流通設備の整備により発生、増加又は減少する費用(工事費用、維持・運用費用、送配電損失を含む。)

(送配電線の形態及びルートの考え方)

第59条 送配電線の形態及びルートは、次の各号に掲げる考え方に基づき、

決定する。

- 一 送電線の形態 架空送電線とする。ただし、法令上又は技術上制約がある場合、用地取得が困難である場合、過大な費用がかかる場合その他架空 送電線の建設が困難な場合は地中送電線とする。
- 二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)に基づき定める無電柱化推進計画に沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。
- 三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(ただし、オ及びカに掲げる事項については、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決定する。
 - ア 将来の見通し 将来の系統構成、需要分布の動向等
 - イ 用地・環境面 自然条件、社会環境との調和、用地取得の難易度、津波 や地滑り等の各種災害の影響等
 - ウ 工事・保守面 工事の難易度、設備保守の容易性等
 - 工 経済性 建設工事費等
 - オ 都市計画等との整合性 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく都市計画、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)に基づく共同溝整備計画、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づく電線共同溝整備計画との整合性
 - カ 技術面 敷設ルートが同じ他の地中送配電線の送電容量への影響等

(変電所及び開閉所の設置場所の考え方)

- 第60条 変電所及び開閉所の設置場所については、次の各号に掲げる事項を 考慮の上、長期にわたり効率的に電力供給が可能となる地点とする。
 - 一 将来の見通し 将来の系統構成、需要分布の動向等
 - 二 設計面 送配電線の変電所又は開閉所への引込みの難易度、型式(屋外式、 屋内式、地下式等)及びそれに応じた所要面積等
 - 三 用地・環境面 自然条件、社会環境との調和、用地取得の難易度、津波 や洪水等の各種災害の影響等
 - 四 工事・保守面 重量が大きい機器の搬出入等
 - 五 経済性 建設工事費等

(電力系統の性能に関する基準)

第61条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障等の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第63条から第65条までに定める基準(以下「電力系統性能基準」という。)を充足するよう設備形成を行わなければならない。

(電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件)

第62条 電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了 した状態において、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源 構成、発電設備等の出力(連系線以外の流通設備にあっては、平常時におい て混雑が発生する場合の出力抑制も考慮したもの。)、需要、系統構成等を 前提に、これを行う。

(設備健全時の基準)

- 第63条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 熱容量 各流通設備を流れる潮流が当該流通設備を連続して使用することができる熱的な容量を超過しないこと。
 - 二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。
 - ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者又は配電事業者の定める範囲内に 維持されること。
 - イ 電圧安定性が維持されること。
 - 三 同期安定性 電力系統に微小なじょう乱が加わった際に、発電機の同期 運転の安定性が維持されること。

(電力設備の単一故障発生時の基準)

- 第64条 送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一 故障(以下「N-1故障」という。)の発生時において、電力系統が充足すべ き性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 熱容量 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後の各流通 設備の潮流が、短時間熱容量(流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度 が、当該設備を短時間に限り使用することができる上限の温度となる潮流 の値をいう。以下同じ。)を超過しないこと。
 - 二 電圧安定性 電力系統からN-1 故障の発生箇所が切り離された後においても、電圧安定性が維持されること。
 - 三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、発電機の同期運転の安定性が維持されること。

- 2 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。
 - 一 供給支障が発生しない場合、又は、供給支障が発生する場合であっても、供給支障の社会的影響が限定的である場合(1回線の配電線路から電気の供給を受ける需要場所において、当該配電線路のN-1故障により供給支障が発生する場合を含む。)
 - 二 発電支障等が発生しない場合、又は、発電支障等が発生する場合であり、 次に掲げる事項のいずれも満たすとき
 - ア 当該発電支障等による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に 対する影響が限定的であること。
 - イ 発電抑制(第189条に規定する給電指令(以下単に「給電指令」という。)により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電気的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。)の対象となる発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者がN-1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該合意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること(保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。)。
 - ウ 充電抑制(給電指令により蓄電設備の充電の抑制又は電力系統からの電 気的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。)の対象となる蓄電設 備を維持し、及び運用する電気供給事業者がN-1故障時における充電抑 制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該合意に基づ く給電指令に応じ、充電抑制を実施することができる体制及び能力を有す ること(保護継電器等により確実に充電抑制を実施できる場合を含む。)。
 - エ その他発電抑制又は充電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の 保安等に対するリスクが大きくないこと。

(電力設備の単一故障発生による発電抑制)

- 第64条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制(以下「N-1電制」という。)を実施することで、運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると判断した流通設備において、N-1電制を実施することができる。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制装置(N-1電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等をいう。以下同じ。)を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して、当該発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者又は当該発電設備等を新規に送電系統へ

連系を行う電気供給事業者に対して、N-1電制装置の設置を求めることができる。

- 3 前項の求めを受けた電気供給事業者は、正当な理由がない限り、一般送配 電事業者又は配電事業者が指定する発電設備等にN-1電制装置の設置その 他のN-1電制を実施するための必要な対応をしなければならない。
- 4 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の規定によりN-1電制装置を 設置した電気供給事業者に係る発電契約者又はN-1電制装置を設置した特 定契約者(一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者と再生可能 エネルギー電気措置法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネル ギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電 気供給事業者をいう。以下同じ。)に対して、N-1電制装置の設置等に関 する費用を負担しなければならない。
- 5 一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制を実施した場合には、発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者又は特定契約者に対し、次の各号に掲げる額を負担しなければならない。
 - 一 発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者が、N-1電制の実施により当該発電設備等以外から電気の供給を受けた場合には、その電気の供給を受けるために要した費用から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該発電設備等の発電又は放電に要したであろう費用(FIT電源が発電抑制の対象となった場合は、当該FIT電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第13条の3の4(同令附則第13条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する回避可能費用単価を乗じた額)を差し引いた額
 - 二 発電抑制の対象となった発電設備等がFIT電源である場合には、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIT電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気特措法第3条第2項又は第8条第1項に規定する調達価格を乗じた額から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIT電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額
 - 三 発電抑制の対象となった発電設備等がFIP電源である場合には、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIP電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第2条の4の規定により算定される供給促進交付金として得られたであろう収益に相当する額(当該FIP電源が再生可能エネルギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結し

ている場合には、当該FIP電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達価格を乗じた額から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIP電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額)

- 四 発電抑制の対象となった発電設備等が電力系統から切り離された場合には、当該発電設備等を再度起動するために必要となる燃料費等に相当する額
- 6 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に規定する額を負担する場合には、電気供給事業者から提出を受けた前項各号に規定する費用及び収益に関する資料及び一般送配電事業者又は配電事業者と当該電気供給事業者の間でN-1電制の実績確認を行ったことを証する資料を本機関に提出し、業務規程第64条の7第3項の規定により本機関が行う回答を事前に得なければならない。
- 7 一般送配電事業者若しくは配電事業者又は関係する電気供給事業者は、本機関から業務規程第64条の7第2項の規定により追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。

(短絡等の故障発生時の基準)

第65条 電力系統は、3相短絡故障時において、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。ただし、直接接地方式の系統においては、1相地絡故障時においても、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。

(電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策)

第66条 本機関又は一般送配電事業者若しくは配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障等の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。

(送電事業者が流通設備の整備を行う場合)

第67条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第54条から第66条 までの規定を準用する。ただし、送電事業者の業務と関連しないものはこの 限りではない。

(詳細事項の公表)

第68条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第54条から第66条までの 考え方に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものと する。

第7章 系統アクセス

第1節 系統アクセス業務

第1款 総則

(系統アクセス業務の実施)

第69条 一般送配電事業者及び配電事業者は、送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下第4款を除き、本章において同じ。)及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。

(申込みの窓口)

- 第70条 系統連系希望者は、次の各号に掲げる一般送配電事業者又は配電事業者に対して、系統アクセスの申込みを行う。
 - 一 発電設備等に関する系統アクセス業務 連系等を希望する発電設備等の 連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者
 - 二 需要設備に関する系統アクセス業務 需要設備の連系先となる送電系統 を運用する一般送配電事業者又は配電事業者

(本機関に対する接続検討の申込み)

第71条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、接続検討の申込みを行うことができる。ただし、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者(以下この章において「一般送配電事業者等」という。)が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関係する接続検討については、本機関に申し込まなければならない。

(系統情報の提示)

- 第72条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から系統情報の閲覧及び説明の要請があった場合は、系統情報ガイドラインに基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。
- 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から要請があった場合は、系統図上において、連系等を希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに

応じ説明する。

3 一般送配電事業者等は、系統情報ガイドラインに基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。

第2款 発電設備等に関する系統アクセス業務

(事前相談の申込み)

第73条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統 連系希望者は、接続検討の申込みに先立ち、事前相談の申込みを行うことが できる。

(事前相談の申込みの受付)

- 第74条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を 書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載され ていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類 に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上 で受付を行う。
- 2 一般送配電事業者等は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第78条 に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通 知する。
- 3 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
- 4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、当該事前相談の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者に対し、事前相談に関する検討を速やかに依頼する。

(特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)

- 第75条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から事前相談の申込み を受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付 けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。
- 2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回

答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。

3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定 日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やか に、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関 の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない 可能性が生じた場合も同様とする。

(事前相談の申込みに対する検討)

第76条 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が事前相 談の申込みを受け付けた場合、事前相談の回答に必要となる事項について検 討を実施する。

(事前相談の回答)

- 第77条 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を 行う。
 - 一 希望受電電圧が特別高圧である場合
 - ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統(連系線を除く。以下この号において同じ。)の熱容量に起因する連系制限の有無又は平常時における混雑発生の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力
 - イ 想定する連系点から発電設備等の設置場所までの直線距離
 - 二 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合
 - ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電 用変電所における配電用変圧器の熱容量に起因する連系制限の有無。連系 制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の 熱容量から算定される連系可能な最大受電電力
 - イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電 用変電所におけるバンク逆潮流(配電用変電所における配電用変圧器の高 圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以下この号において同じ。)の 発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電 用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大 受電電力
 - ウ 想定する連系点から連系を予定する配電用変電所までの既設高圧流通 設備の線路亘長
 - 三 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在しない一部の離島等

系統の場合

- ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、高圧流通設備の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、高圧流通設備の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力
- 2 一般送配電事業者等は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、 国が定める系統情報ガイドラインに基づき、標準化された電源線敷設の単価 及び工期の目安を提示する。

(事前相談の回答期間)

第78条 一般送配電事業者等は、事前相談の回答を、原則として、事前相談 の申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。

(接続検討の申込み)

- 第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統 連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、本 機関又は一般送配電事業者等に対して、接続検討の申込みを行わなければな らない。
 - 一 発電設備等を新設又は増設する場合
 - 二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下この条及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件(託送供給等約款で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。)に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。
 - ア 接続検討申込書の記載事項に変更が生じないとき
 - イ 次条第2項の規定により、一般送配電事業者及び配電事業者が接続検討 を不要と判断したとき
 - 三 発電設備等の運用の変更又は発電設備等の設置場所における需要の減少 等に伴って送電系統への電力の流入量が増加する場合
 - 四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(送電系統へ与える影響がない、又は軽微であるとして、一般送配電事業者及び配電事業者が接続検討を不要と判断した場合を除く。)
- 2 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、前項各号に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。

(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)

- 第80条 系統連系希望者は、発電設備等の変更を行う場合において、次の各 号に該当するときは、一般送配電事業者等に対し、接続検討の要否を確認す ることができる。
 - 一 最大受電電力の変更がないとき
 - 二 最大受電電力が減少するとき
 - 三 受電設備、変圧器、保護装置、通信設備その他の付帯設備を変更すると き
 - 四 その他発電設備等の変更の内容が軽微である場合
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が接続検討の要 否確認を受けた場合、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般 送配電事業者及び配電事業者は、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系 技術要件に適合するときであって、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動 で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるとき に限り、接続検討を不要とすることができる。
- 3 一般送配電事業者等は、前項の検討完了後速やかに、接続検討の要否確認 を行った系統連系希望者に対して、確認結果を通知する。
- 4 系統連系希望者は、接続検討の要否の確認を行った場合は、一般送配電事業者等の求めに応じ、必要な情報を提供しなければならない。

(接続検討の申込みの受付)

- 第81条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条第1項に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に 記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等 して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施する ことができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。 この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかと なった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければな らない。
- 3 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第86条

に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。

- 4 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
- 5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、当該接続検討の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者に対し、接続検討に関する検討を速やかに依頼する。

(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)

- 第82条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から接続検討の申込み を受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付 けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。
- 2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回 答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。
- 3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定 日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やか に、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関 の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない 可能性が生じた場合も同様とする。

(接続検討の検討料)

- 第83条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者等が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。
 - 一 簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合
 - 二 第89条第1項第3号の規定による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年以内に受け付けた接続検討の申込みの場合
- 2 系統連系希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合に は、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその 旨を通知しなければならない。

(接続検討の申込みに対する検討)

- 第84条 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が接続検 討の申込みを受け付けた場合、連系線以外の流通設備に平常時において混雑 が発生する場合の発電設備等の出力抑制も考慮の上、接続検討の回答に必要 となる事項について検討を実施する。
- 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(接続検討の回答)

- 第85条 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統 連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面又は電磁的方法にて 回答するとともに必要な説明を行う。
 - 一 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、 その理由)
 - 二 系統連系工事の概要(系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事 概要図等)
 - 三 概算工事費(内訳を含む。)及び算定根拠
 - 四 工事費負担金概算(内訳を含む。)及び算定根拠
 - 五 所要工期
 - 六 系統連系希望者に必要な対策
 - 七 接続検討の前提条件(検討に用いた系統関連データ)
 - 八 運用上の制約(制約の根拠を含む。)
- 2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果について、系統 連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点 等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合、業務 規程第72条第3項に掲げる内容を前項の接続検討の回答書に明示しなけれ ばならない。
- 3 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が、前項の規定 に該当する場合には、業務規程第72条第3項の規定に準じて、系統連系希 望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること 及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。

(接続検討の回答期間)

- 第86条 一般送配電事業者等は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、 原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。
 - 一 系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等(ただし、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。)の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から2か月
 - 二 前号の規定に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から3か月

(発電設備等に関する契約申込み)

- 第87条 発電設備等と送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、契約 申込みを行わなければならない。
- 2 系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、同号に掲げる とおり、発電設備等に関する契約申込みの取下げ又は申込内容の変更を行わ なければならない。
 - 一 法、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更 等に伴い連系等を希望する発電設備等の開発計画を中止した場合 契約申 込みの取下げ
 - 二 発電設備等の建設工程の変更、用地事情、法令、事業計画の変更等により、契約申込みの内容が変更となった場合 契約申込みの内容変更

(発電設備等に関する契約申込みの受付)

- 第88条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認(第5項に規定する契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者の確認も含む。)の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。
 - 一 系統連系希望者(選定事業者(再エネ海域利用法第13条第2項第10号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)を除く。)が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること(保証金を要しない場合を除く。)。
 - 二 選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項 が記載されていること、第88条の2に定める保証金が入金されていること(保証金を要しない場合を除く。)及び第111条第4項の規定により接 続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。

- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に 記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等 して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検 討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認め るものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する 情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通 知しなければならない。
- 3 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者 へ速やかに通知する。
- 4 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
- 5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、当該契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者に対し、契約申込みに関する検討を速やかに依頼する。

(発電設備等に関する契約申込みの保証金)

- 第88条の2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込 書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、系統連系希望者に対し、 業務規程第74条に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、 保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。ただ し、保証金を要しない場合は除く。
- 2 系統連系希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。
- 3 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事 費負担金に充当する。
- 4 一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。
 - 一 工事費負担金の額が接続検討の回答書に記載の金額より増加したこと

- 二 所要工期が接続検討の回答書に記載の期間より長期化したこと
- 三 その他前各号の規定に準じる正当な理由が生じたこと

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

- 第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。
 - 一 系統連系希望者が接続検討の申込みを行っていない場合(接続検討の申込みを行い、接続検討の回答を受領していない場合を含む。)
 - 二 発電設備等に関する契約申込みの内容が接続検討の回答内容を反映していない場合
 - 三 接続検討の回答後、他の系統連系希望者の契約申込みに伴う連系予約(第92条第1項に定める連系予約をいう。)によって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合
 - 四 系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象 となる可能性がある場合
 - 五 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接 続案件一括検討プロセスが開始された場合
 - 六 接続検討の回答日から1年を経過した場合(ただし、選定事業者による契約申込みについては、この限りでない。)
- 2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者等は、系統連系希望 者に対し、接続検討の申込みその他の適切な対応を求める理由を説明する。
- 3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、一般送配電事業者及び配電 事業者が、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差 異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の 内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合、一般送配電事業者 等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。

(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)

- 第90条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。
- 2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回

答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。

3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定 日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やか に、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関 の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない 可能性が生じた場合も同様とする。

(広域連系系統の工事が含まれる契約申込みの報告)

第91条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告しなければならない。

(連系予約)

- 第92条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、連系予約(当該発電設備等が送電系統(連系線を除く。以下この条において同じ。)へ連系等されたものとして取り扱うことをいい、高圧以下の送電系統その他の技術及び運用面の観点から容量確保が必要な送電系統において暫定的に送電系統の容量を確保することを含む。以下同じ。)を行う。ただし、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。
- 2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、当該連系予約の対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(連系予約の特例)

- 第93条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次 の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、連系予約を 行う。
 - 一 本機関から業務規程第64条の通知を受けた場合及び第68条の2第1 項の要請による同条第3項の通知を受けた場合 当該通知の内容
 - 二 第120条の4第1項の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第121条の2第1項において定めた内容

(連系予約の取消し)

- 第94条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、 前2条の規定により実施した連系予約(暫定的に送電系統の容量を確保した 場合は、その容量の全部又は一部)を取り消すことができる。
 - 一 系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込みにおける最大受電電力を減少する旨の変更を行った場合(契約申込みを取り下げた場合を含む。)
 - 二 一般送配電事業者等が、第96条の回答において、系統連系希望者が希望する連系等を承諾できない旨の回答を行った場合
 - 三 法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申 込みに係る事業の全部又は一部が廃止となった場合
 - 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(ただし、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合
 - 五 業務規程第68条の2第2項の要請による同条第3項の通知を受けた場合
 - 六 その他系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込みの回答に必要 となる情報を提供しない場合等、不当に連系予約をしていると判断される 場合

(発電設備等に関する契約申込みに対する検討)

- 第95条 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。
- 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(発電設備等に関する契約申込みの回答)

- 第96条 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、系 統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を書面又 は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。
- 2 一般送配電事業者等は、正当な理由がなければ、受付を行った発電設備等 に関する契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。

(連系予約の確定)

第97条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条又は第123条の4の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答(以下「連系承諾」

という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に規定する連系予約を確定させる。

- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合 には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。
 - 一 系統連系希望者が、連系承諾後1か月を超えて工事費負担金契約を締結 しない場合
 - 二 系統連系希望者が、工事費負担金契約に定められた工事費負担金を支払 わない場合
 - 三 第105条第1項第2号から第5号までの規定により連系承諾後に連系 等を拒んだ場合

(発電設備等に関する契約申込みの回答期間)

- 第98条 一般送配電事業者等は、次の各号の区分に応じ、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。
 - 一 系統連系希望者が低圧の送電系統への連系等を希望する場合 発電設備 等に関する契約申込みの受付日から1か月
 - 二 前号の規定に該当しない場合 契約申込みの受付日から6か月又は系統 連系希望者と合意した期間

(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)

- 第99条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みに対する検 討結果が接続検討の回答と異なる場合には、系統連系希望者に対し、差異が 生じた旨及びその理由を説明しなければならない。
- 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者等は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要について書面又は電磁的方法にて提出すれば足りるものとする。
- 3 一般送配電事業者等は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証 により、発電設備等に関する契約申込みに対する再検討が必要と認めるとき は、再度、第95条第1項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。

4 一般送配電事業者等は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証 により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速 やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただ し、第2項ただし書の規定により回答を行っている場合は、この限りでない。

第100条 削除

第101条 削除

第102条 削除

(工事費負担金契約の締結等)

- 第103条 系統連系希望者は、連系承諾後1か月以内に、工事費負担金の額、 工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定め た契約(以下「工事費負担金契約」という。)を締結しなければならない。
- 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者及び配電事業者が連系等 に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統 連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事 業者等に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。
- 3 一般送配電事業者等は、前項ただし書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。

(連系等の実施)

第104条 系統連系希望者と一般送配電事業者等は、連系等の開始までに、 連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系 等を行う。

(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)

- 第105条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生 じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。
 - 一 第97条第2項第1号及び第2号の規定により連系予約を取り消した場 合
 - 二 接続契約が解除等によって終了した場合
 - 三 法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申 込みに係る事業が廃止となった場合
 - 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系

- 工事の内容を変更(ただし、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合 五 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な 変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調 (海域の占用が認められない場合を含む。)等の事情によって、連系承諾後 に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
- 2 一般送配電事業者等は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面又は電磁的方法をもって、説明する。

(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)

- 第106条 発電設備等の系統連系工事、電源接続案件一括検討プロセス又は 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスによる系統増強工事に要する工 事費のうち、当該工事を希望する者が負担する工事費負担金の額は、次の各 号の区分に応じ、一般送配電事業者及び配電事業者が決定する。
 - 一 次号から第4号までに掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令 (平成16年経済産業省令第119号)及び費用負担ガイドラインに基づい て算出した金額
 - 二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第80条の規定により本機関が定めた手続その他の事項(以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。)に従って決定した金額
 - 三 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの場合 業務規程第96条 の2の規定により本機関が定めた手続その他の事項(以下「混雑緩和希望者 提起による系統増強プロセスの手続等」という。)に従って決定した金額
 - 四 本機関が、業務規程第59条の規定により受益者間の費用負担割合を決 定した場合 同決定に基づいて算出された金額
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項第1号の規定による工事費負担 金の具体的な算出方法について定め、公表する。

(連系された発電設備等の契約内容の変更)

第107条 発電設備等の設置者は、法令、事業計画の変更等により、連系された発電設備等の最大受電電力を減少した場合又は発電設備等の廃止を決定した場合は、速やかに契約内容の変更又は契約の終了に係る手続を行わなければならない。

(同一法人である一般送配電事業者等に発電設備等の連系等を希望する場合) 第108条 系統連系希望者が、自らが維持し、及び運用する発電設備等について、一般送配電事業者等として自らが運用する送電系統への連系等を希望 する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条の規定は適用しない。

(受付・回答状況の共有)

- 第109条 一般送配電事業者及び配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務(ただし、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の事項以外に、本機関から、本機関が発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の分析を行うために必要となる情報の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

第3款 本機関が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務

第110条 削除

(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の額の通知等)

- 第111条 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第1項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。
- 2 特定系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料 を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければ ならない。
- 3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から検討料の入金を確認した ときは、その旨を本機関に通知する。
- 4 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第2項第2号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第83条第1項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。

(本機関が受け付けた接続検討)

- 第112条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、第81条第5項及び第84条の規定に準じて接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。
- 3 一般送配電事業者等は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、 再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しな ければならない。

(一般送配電事業者等が受け付けた案件に対する本機関からの再検討要請)

第113条 一般送配電事業者等は、事前相談、接続検討の要否確認及び接続 検討の結果を回答した案件について、業務規程第98条第4項の規定により 本機関から再検討を求められた場合は、再度、検討の上、検討結果を本機関 に提出しなければならない。

第4款 需要設備に関する系統アクセス業務

(事前検討の申込み及び受付)

- 第114条 需要設備と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統 連系希望者は、需要設備に関する契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを 行うことができる。ただし、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変 更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。
- 2 一般送配電事業者等は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
- 3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前検討の申込みを受け付け た場合は、申込内容に基づき、当該事前検討の対象となる送電系統を運用す る他の一般送配電事業者及び配電事業者に対し、事前検討を速やかに依頼す

る。

(事前検討の申込みに対する検討及び回答)

- 第115条 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が事前 検討の申込みを受け付けた場合、アクセス設備、電力量計量器、通信設備そ の他電気の供給に必要となる工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象 について検討を実施する。
- 2 一般送配電事業者等は、前項の検討を完了したときは、系統連系希望者に 対し、検討結果を回答するとともに必要な説明を行う。

(需要設備に関する契約申込み及び受付)

- 第116条 需要設備と送電系統への連系等(需要設備側の発電設備等の新規の設置、変更又は廃止を伴う場合を含む。)を希望する系統連系希望者は、需要設備に関する契約申込みを行わなければならない。
- 2 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、 系統連系希望者及び第4項に規定する契約申込みの対象となる送電系統を運 用する他の一般送配電事業者及び配電事業者と協議の上、前項の申込みに対 する回答予定日を決定する。
- 3 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
- 4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から需要設備に関する契約申込み を受け付けた場合は、申込内容に基づき、当該契約申込みの対象となる送電 系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者に対し、契約申込みに 対する検討を速やかに依頼する。

(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答)

- 第117条 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が需要 設備に関する契約申込みを受け付けた場合、契約申込みの回答に必要となる 事項について検討を実施する。
- 2 一般送配電事業者等は、前項の検討が完了したときは、系統連系希望者に 対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。
 - 一 系統連系希望者が希望した契約電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その

理由)

- 二 系統連系工事の概要(系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事 概要図等)
- 三 工事費負担金概算(内訳を含む。)及び算定根拠
- 四 所要工期
- 五 系統連系希望者に必要な対策
- 六 前提条件(検討に用いた系統関連データ)
- 七 運用上の制約(制約の根拠を含む。)
- 八 発電設備等の連系に必要な対策 (需要設備側に発電設備等 (ただし、送電系統と連系しない設備を除く。) がある場合に限る。)

(需要設備に関する系統アクセス業務における工事費負担金)

- 第118条 需要設備の系統連系工事に要する工事費のうち、系統連系希望者 が負担する工事費負担金の額は、原則として、需要設備の系統連系工事に必 要となる標準的な工事金額を超えた金額とする。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、公表する。

(同一法人である一般送配電事業者等の需要設備への電気の供給を行う場合)

第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者等として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条の規定は準用しない。

第2節 電源接続案件一括検討プロセス

(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)

- 第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者等であるかを問わず、接続検討の回答において、系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、一般送配電事業者等に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、 電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことはできない。
 - 一 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接 続案件一括検討プロセスが開始された場合

二 接続検討の回答日から1年を経過した場合

(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)

- 第120条の2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。
- 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。)の工事が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者に対し、第120条の4第1項第1号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。

(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料)

- 第120条の3 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセス開始 の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討 料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を書面又 は電磁的方法にて送付する。
- 2 系統連系希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合に は、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者 等にその旨を通知しなければならない。
- 3 開始検討料は、第83条第1項に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第122条の規定による同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。
- 4 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスが開始されない場合は、系統連系希望者が支払った開始検討料を返還する。

(電源接続案件一括検討プロセスの開始)

第120条の4 一般送配電事業者及び配電事業者は、特別高圧の送電系統の 工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検 討プロセスを開始する。

- 一 一般送配電事業者及び配電事業者が、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合
- 二 一般送配電事業者及び配電事業者が、過去の事前相談及び接続検討の申 込状況等を踏まえ、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討 プロセスを開始することが必要と判断した場合
- 三 本機関から業務規程第75条第1項の規定により要請を受けた場合
- 2 一般送配電事業者等は、第120条の2第1項の規定による申込みの受付 後、一般送配電事業者及び配電事業者が効率的な系統整備の観点等から電源 接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、 系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項各号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項の規定により同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。

(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守等)

- 第121条 一般送配電事業者、配電事業者及び電源接続案件一括検討プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがうものとする。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの実施に関して相互に協力しなければならない。

(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)

- 第121条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。

(電源接続案件一括検討プロセスへの応募等)

第122条 電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの 対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者は、本機関又は一 般送配電事業者等に対し、同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。 (系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)

- 第122条の2 一般送配電事業者等は、募集対象となる送電系統への連系等 を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。
- 2 一般送配電事業者等は、前項の応募の受付に際し、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みの受付を行う。
- 3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条第1項に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。
- 4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括 検討プロセスにおける接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領し た場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条第1項 に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除 く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類 に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上 で通知を行う。
- 5 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に 記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等 して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接 続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の 記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記 載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報 を一般送配電事業者等に通知しなければならない。
- 6 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の5に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 7 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討) 第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討 プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者等が受け付けた全ての接続検 討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実 施する。

2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)

第122条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、 系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面又は電磁的方法 にて回答するとともに必要な説明を行う。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答期間)

第122条の5 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を、原則として、電源接続案件一括検討プロセスの手続等に定める接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系 希望者の募集)

第122条の6 一般送配電事業者及び配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等)

- 第122条の7 第122条の4の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえた上で募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本機関又は一般送配電事業者等に対し、再接続検討の申込みを行う。
- 2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に 系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額(以下この節において「負 担可能上限額」という。)を申告するとともに第122条の9に定める保証金 を支払う。

(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)

第122条の8 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの

受付を行う。

- 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金が不要な場合は除く。)を確認の上、再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。
- 3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接 続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に 必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可 能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金さ れていること(ただし、保証金が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に 対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込 書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの通知 を行う。
- 4 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に 記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等 して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施す ることができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとす る。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明ら かとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなけれ ばならない。
- 5 一般送配電事業者等は、再接続検討の申込みを受け付けた場合は、第12 2条の12に定める回答期間内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 6 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)

第122条の9 一般送配電事業者等は、第122条の4の規定により系統連系希望者に対して回答をする場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を書

面又は電磁的方法にて送付する。

- 2 系統連系希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した後に第 122条の7の規定による再接続検討の申込みを行う場合には、速やかに保 証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなけ ればならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。
- 3 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事 費負担金又は第123条の規定により締結する工事費負担金の補償に関する 契約に基づく補償金に充当する。
- 4 一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。
 - 一 工事費負担金の額が、第122条の7第2項の規定により申告した負担 可能上限額を上回る場合
 - 二 再接続検討及び契約申込みの回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを理由に電源接続案件一括検討プロセスを辞退する場合
 - 三 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困 難となった場合
 - 四 電源接続案件一括検討プロセスが中止された場合

(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)

- 第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関及び一般送配 電事業者等が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討 の回答に必要となる事項について検討を行う。
- 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。
- 3 再接続検討における工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセス の手続等にしたがって算出する。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答)

第122条の11 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系 統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面又は電磁的方法に て回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負 担金が負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能 又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答期間)

第122条の12 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスに おける再接続検討の回答を、原則として、再接続検討の開始日から3か月以 内に行うものとする。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)

- 第123条 第122条の11の規定による回答又は第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者等に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。
- 2 前項の規定により申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送 配電事業者等と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。 ただし、第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者が契約 申込みを行う場合においては、その限りではない。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)

- 第123条の2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に 記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等 して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することが できるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この 場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなっ た時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。
- 3 一般送配電事業者等は、契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 4 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生

じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)

- 第123条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が 電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを受け付けた場合、第8 4条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。
- 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答)

- 第123条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。
- 2 一般送配電事業者等は、正当な理由がなければ、受付を行った契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。

(電源接続案件一括検討プロセスの完了)

- 第123条の5 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合 において、電源接続案件一括検討プロセスを完了するものとする。
 - 一 一般送配電事業者等と系統連系希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金が確認されたとき
 - 二 電源接続案件一括検討プロセスに応募した全ての系統連系希望者が、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となったとき
 - 三 第122条に定める応募において、系統連系希望者から応募が行われなかったとき
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの完

了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける募集対象エリアの分割)

第123条の6 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者の辞退等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける増強工事の規模等を変更した場合において、一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対象エリアを分割することができる。この場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の電源接続案件一括検討プロセスが開始されているものとして取扱う。

(電源接続案件一括検討プロセスの期間)

第123条の7 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討 プロセスの開始日から原則として1年以内に、同プロセスを完了させるもの とする。

(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)

- 第123条の8 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合 は本機関と協議の上、電源接続案件一括検討プロセスを中止することができ る。
 - 一 電源接続案件一括検討プロセス開始後に生じた法令の改正、電気の需給 状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変 化、用地交渉の不調等の事情によって、連系等を行うことが不可能又は著 しく困難となった場合
 - 二 想定される系統増強工事の規模(工事費負担金の額及び工期を含む。)や 過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検 討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系できない蓋 然性が高いと判断した場合
- 2 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスを中止しようとするときは、あらかじめ当該電源接続案件一括検討プロセスの申込者又は応募者に対して、意見を聴取する。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中 止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。
- 4 一般送配電事業者及び配電事業者は、業務規程第89条の規定により、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、 当該要請に従うものとする。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略)

第123条の9 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。

(電源廃止等により送電系統への電力の流入量の最大値が10万キロワット以上減少する場合の取扱い)

第124条 一般送配電事業者及び配電事業者は、休廃止等手続により、当該電源から送電系統への電力の流入量の最大値が10万キロワット以上減少することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により減少する電力の流入量の最大値、減少する時期及び電力の流入量が減少する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて12か月間公表する。

第125条 削除

第126条 削除

第127条 削除

第128条 削除

第129条 削除

第130条 削除

第131条 削除

第3節 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施)

- 第131条の2 混雑緩和希望者は、この節に定めるところにより、一般送配電 事業者等に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施を求め ることができる。
- 2 混雑緩和希望者は、他の混雑緩和希望者の申込みにより開始した混雑緩和 希望者提起による系統増強プロセスへ応募することができる。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強 プロセスにおける事前照会、概要検討、当該系統増強プロセス開始及び同プロ セスへの応募の受付、検討、回答等の業務を行う。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの手続等の遵守等)

- 第131条の3 一般送配電事業者、配電事業者及び混雑緩和希望者は、業務規程第96条の2の規定により本機関が定める混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス実施に関する手続等に従うものとする。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関して相互に協力しなければならない。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込み)

第131条の4 混雑緩和希望者は、混雑の緩和を目的に連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する場合、一般送配電事業者等に対し、 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを行 わなければならない。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の受付)

- 第131条の5 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から混雑緩和希望者 提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込書類を書面又は電磁的 方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び 混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における混雑 緩和希望者提起による系統増強プロセス実施の実績等を確認の上、事前照会 の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修 正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。
- 2 一般送配電事業者等は、事前照会の申込みを受け付けた場合は、第131条 の8第1項に定める回答期間内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った混雑緩和希望者へ速やかに通知する。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みに対

する検討)

- 第131条の6 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを受け付けた場合、当該申込みの対象となる混雑緩和プロセス適用可能系統の混雑状況等を考慮の上、回答に必要となる事項について検討を実施する。
- 2 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、 前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めること ができる。この場合、一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、提供を 求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答)

- 第131条の7 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、 混雑緩和希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面又は電磁的方法 にて回答するとともに必要な説明を行う。
 - 一 混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における 第153条の2各号に掲げる措置が講じられた実績に基づく混雑緩和希望 者提起による系統増強プロセスにおける概要検討への申込可否
 - 二 混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における 混雑状況の確認結果
 - 三 混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における 次のアから才までに掲げる系統増強工事に関する事項(ただし、混雑緩和希 望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討への申込みが不可とな る場合は除く。)
 - ア系統増強の概要
 - イ 概算工事費
 - ウ 所要工期
 - エ 系統増強工事による運用容量増加量
 - オ 系統増強工事の対象設備における設備更新予定の有無

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答期間)

- 第131条の8 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強 プロセスにおける事前照会の回答を、原則として、第131条の5第1項に定 める事前照会の申込みの受付日から2か月以内に行うものとする。
- 2 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、混雑緩和希望者に対し、その理由、

進捗状況及び今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、混雑緩和希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込み)

- 第131条の9 第131条の7の規定による回答を受領した混雑緩和希望者は、回答内容を踏まえた上で混雑の緩和を目的に連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する場合には、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答日から2か月以内に、本機関又は一般送配電事業者等に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの概要検討の申込みを行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、混雑緩和希望者は、連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する流通設備において、他の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みが受け付けられた以降、第131条の24第1項の規定による完了又は第131条の26第1項若しくは第4項の規定による中止までの間、前項の申込みを行うことができない。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みの受付等)

- 第131条の10 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、混雑緩和希望者の連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統における過去の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施状況及び第83条第1項に定める検討料が入金されていることを確認の上、概要検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。
- 2 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から本機関への混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、過去の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施状況及び第83条第1項に定める検討料が入金されていることを確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。
- 3 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合は、第131条の14に定める回答

期間内の日を回答予定日として、第131条の9の申込みを行った混雑緩和 希望者へ速やかに通知する。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の検討料の額の通知等)

- 第131条の11 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増 強プロセスにおける概要検討の申込みがあったときは、混雑緩和希望者に対 し、第3項に定める検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要と なる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。
- 2 混雑緩和希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、速やかに検討料を支払うとともに、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。
- 3 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の検討料は、 第83条第1項に定める接続検討の検討料と同額とする。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みに対 する検討)

- 第131条の12 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて本機関又は一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合、回答に必要となる事項について検討を実施する。
- 2 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、 前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めること ができる。この場合、一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、提供を 求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答)

- 第131条の13 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、混雑緩和希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。
- 2 一般送配電事業者等は、第131条の10第3項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、混雑緩和希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、混雑緩和希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答期間)

第131条の14 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答を、原則として、第131条の10第1項に定める概要検討の受付日から3か月以内に行うものとする。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込等)

- 第131条の15 第131条の13第1項の規定による回答を受領した混雑 緩和希望者は、回答内容を踏まえた上で混雑の緩和を目的に連系先となる混 雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する場合には、混雑緩和希望者提 起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答日から1か月以内に、一 般送配電事業者等に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始 の申込みを行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、混雑緩和希望者は、連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する流通設備において、他の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みが受け付けられた以降、第131条の24第1項の規定による完了又は第131条の26第1項若しくは第4項の規定による中止までの間、前項の申込みを行うことはできない。
- 3 第1項の申込みを行う混雑緩和希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に 混雑緩和希望者が負担可能な工事費負担金の上限額を申告する(ただし、次項 に基づき募集手続を省略する場合を除く。)とともに、第131条の17に定 める保証金を支払う。
- 4 第1項の申込みを行う混雑緩和希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの期間短縮を目的に連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する第1項の申込みを行った混雑緩和希望者以外の者(当該送電系統において、既に連系している者又は第97条第1項の連系承諾の通知を受けている者に限る。以下「追加混雑緩和希望者」という。)の募集を行う第131条の18に定める手続の省略を申し込むことができる。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みの受付等)

第131条の16 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から前条第1項の 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込書類を書面又は電磁 的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前 条第3項の規定による負担可能な工事費負担金の上限額の申告がされている こと(ただし、前条第4項に基づき募集手続を省略する場合を除く。)、次条に 定める保証金が入金されていること及び混雑緩和希望者の連系先となる混雑 緩和プロセス適用可能系統における当該系統増強プロセス実施の実績等を確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。

- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の受付後速やかに、混雑緩和希望 者提起による系統増強プロセスの開始を公表するとともに、本機関に報告す る。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項の受付時点をもって、当該時点 以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、同プロセスによる系統増 強が行われるものとして扱う。
- 4 一般送配電事業者及び配電事業者は、第131条の24第1項第2号、第1 31条の26第1項又は第4項の規定により同プロセスによる系統増強が行われないことが確定した場合には、前項の扱いを取りやめる。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの保証金)

- 第131条の17 一般送配電事業者等は、第131条の15の規定による混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込み書類を書面又は電磁的方法にて受領したときは、混雑緩和希望者に対し、業務規程第96条の4に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。
- 2 混雑緩和希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した後に速 やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知 しなければならない。
- 3 一般送配電事業者等は、第131条の19第1項の規定による応募を行った追加混雑緩和希望者に対し、業務規程第96条の4に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。
- 4 追加混雑緩和希望者は、前項の書類を書面又は電磁的方法にて受領した後に速やかに保証金を支払うとともに、保証金の支払後、一般送配電事業者等に その旨を通知しなければならない。
- 5 混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者が支払った保証金は、当該混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者が負担する工事費負担金又は第131条の21の規定により締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。
- 6 一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者が支払った保証金を返還する。

- 一 第131条の21第1項の規定による混雑緩和希望者又は追加混雑緩和 希望者の工事費負担金の額が、第131条の15第3項又は第131条の1 9第2項の規定により申告された負担可能な工事費負担金の上限額(以下こ の節において「負担可能上限額」という。)を上回る場合
- 二 第131条の23の契約申込みの回答における所要工期が、混雑緩和希望者が受領した混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答よりも長期化したことを理由に、第2項又は第4項の規定による保証金を支払った混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを辞退する場合
- 三 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスが中止された場合

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける追加混雑緩和希望者の 募集等)

第131条の18 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が混雑緩和希望者から第131条の15の規定による混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを受け付けた場合、第131条の13の概要検討の回答を基に、当該系統増強プロセスにおける系統増強工事の概要及び募集対象エリアを公表し、追加混雑緩和希望者を募集する。ただし、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを受け付けた場合は、この限りでない。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスへの応募)

- 第131条の19 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて、第 131条の18の規定による追加混雑緩和希望者の募集が開始された場合、 同プロセスにおける系統増強工事の対象設備の増強を希望する追加混雑緩和 希望者は、一般送配電事業者等に対し、募集開始日から2か月以内に、同プロ セスへの応募を行わなければならない。
- 2 前項の申込みを行う追加混雑緩和希望者は、申込時に、一般送配電事業者等 に追加混雑緩和希望者が負担可能な工事費負担金の上限額を申告するととも に第131条の17に定める保証金を支払う。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスへの応募の受付)

第131条の20 一般送配電事業者等は、追加混雑緩和希望者から前条第1項の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスへの応募書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、応募書類に必要事項が記載されていること、

前条第2項の規定による負担可能な工事費負担金の上限額の申告がされていること及び第131条の17に定める保証金が入金されていることを確認の上、同プロセスへの応募を受け付ける。ただし、応募書類に不備がある場合には、応募書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける追加混雑緩和希望者の 募集結果の通知)

- 第131条の21 一般送配電事業者等は、第131条の18の規定による募集の後、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、工事費負担金の額を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。ただし、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する者に対しては、その旨を回答する。
- 2 前項の規定により工事負担金の通知を受けた混雑緩和希望者及び追加混雑 緩和希望者は、一般送配電事業者等と工事費負担金の補償に関する契約を締 結しなければならない。
- 3 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける混雑緩和希望者及び応募した全ての追加混雑緩和希望者において、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する場合には、第131条の24第2項の規定に基づき、同プロセスが完了となる旨を回答する。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検 計)

- 第131条の22 一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者等が、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを受け付けた場合又は前条第2項の契約を締結した場合、第84条第1項の規定に準じて、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する検討を実施する。
- 2 一般送配電事業者等は、第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを行った混雑緩和希望者又は前条第1項の通知を受けた混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する回答)

第131条の23 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを行った混雑緩和希望者又は第131条の21第1項の通知を受けた混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込みに対する回答を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの完了)

- 第131条の24 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを完了するものとする。
 - 一 一般送配電事業者等と混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金が確認されたとき
 - 二 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける混雑緩和希望者及び全ての追加混雑緩和希望者において、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となったとき
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強 プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に 報告する。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの期間)

第131条の25 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの開始日から原則として11か月以内に、同プロセスを完了させるものとする。

(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等)

- 第131条の26 一般送配電事業及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合 は本機関と協議の上、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを中止す ることができる。
 - 一 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた、倒壊又は滅

失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、 系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった場合

- 二 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給 状況の極めて大幅な変動によって、経済合理性等の観点から混雑緩和希望者 提起による系統増強プロセス以外による系統増強を行うことが合理的となった場合
- 2 一般送配電事業者等は、前項の規定に基づき混雑緩和希望者提起による系 統増強プロセスを中止しようとするときは、混雑緩和希望者及び追加混雑緩 和希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超 過する等の理由により混雑の緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能 又は著しく困難となった者を除く。)に対して、あらかじめ意見を聴取する。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強 プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理 由を公表する。
- 4 一般送配電事業者及び配電事業者は、業務規程第96条の5第1項の規定により、本機関が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。

第4節 その他

(系統アクセス業務の回答)

- 第132条 一般送配電事業者及び配電事業者は、この章に定める回答予定日 及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答 を行うよう努めなければならず、系統アクセス業務の回答を不当に遅延して はならない。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統アクセス業務の回答に当たって は、この章に定める事項のほか、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。

(申込み・回答様式)

- 第133条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が定めた系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者が、再生可能エネルギー電気特 措法第2条第5項に規定する特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を 同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事

業者及び配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。

(申込窓口の公表)

第134条 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統アクセス業務及び第7 2条の系統情報の提示の申込窓口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示 的に公表する。

(系統連系技術要件)

第135条 系統連系技術要件には、法令及び送配電等業務指針のほか、電力 品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の規程等を踏まえ、発 電設備等及び需要設備を系統と連系する際に必要となる内容を定めなければ ならない。

(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表)

第135条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。

(本機関の系統アクセス業務等への協力)

- 第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103 条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力 を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統 アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第101条に定める系統アク セス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力し なければならない。
- (一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事 が含まれる場合の特則)
- 第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者又は 配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備(以下この条において、需要 設備を含む。)の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般 送配電事業者及び配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。
- 2 前項の規定により定める工事費負担金契約等の内容は第103条及び第1 18条と異なる定めをすることを妨げない。

第8章 需給状況の監視のための計画提出

(託送供給契約者による計画の提出)

- 第138条 託送供給契約者(配電事業者の供給区域において最終保障供給を 行うために配電事業者と託送供給契約を締結する一般送配電事業者を除く。) は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-1に定める需要計画、調 達計画及び販売計画(以下「需要調達計画等」という。)を、同表に定める提 出期限までに、本機関に提出しなければならない。
- 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定 める事項を記載するものとする。
 - 一 需要計画 合理的な予測に基づく需要の想定(需要者の需要抑制量の反映 を含む。)
 - 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)
 - 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)
- 3 託送供給契約者は、原則として、翌日計画以降においては、調達計画と販売計画との差は需要計画と一致させなければならない。
- 4 複数の託送供給契約者(自己等への電気の供給を行う者を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、託送供給契約に関する一般送配電事業者又は配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者(以下「代表契約者」という。)に委任している場合においては、第1項の規定にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。
- 5 代表契約者は、需要調達計画等を取りまとめて提出する際には、前項の委

任を受けた託送供給契約者ごとの需要調達計画等の内訳を記載しなければならない。

別表8-1 需要調達計画等の提出

提出計画	出する	年間計画 (第1~ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※1)	当日計画 (※2)
提出	出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日 午前10時 (※3)	毎日 午前12時 (※3)	3 0 分ごとの 実需給の 開始時刻の 1 時間前
		各月平休日	各週平休日	本機関が指	30分ごとの	30分ごとの	30分ごとの
	需要	別の需要電	別の需要電	定する2点	需要電力量	需要電力量	需要電力量
	計画	力の最大値	力の最大値	の時刻の日			
	미쁴	及び最小値	及び最小値	別の需要電			
				力			
		各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	30分ごとの	30分ごとの	30分ごとの
提		の需要電力の	の需要電力の	する2点の時	調達分の計画	調達分の計画	調達分の計画
出出	調達	最大値及び最	最大値及び最	刻の日別の調	値	値	値
一内	計画	小値発生時の	小値発生時の	達分の計画値			
容		調達分の計画	調達分の計画				
台		値	値				
		各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	30分ごとの	30分ごとの	30分ごとの
		の需要電力の	の需要電力の	する2点の時	販売分の計画	販売分の計画	販売分の計画
	販 売	最大値及び最	最大値及び最	刻の日別の販	値	値	値
	計画	小値発生時の	小値発生時の	売分の計画値			
		販売分の計画	販売分の計画				
		値	値				

- (※1)翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。
- (※2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。
- (※3) 提出日が休業日の場合も含む。

(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)

第139条 発電契約者、1時間前取引により電気を販売している一般送配電 事業者及び配電事業者並びにFIT電源により発電された電気を調達してい る一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画 (以下「発電販売計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機 関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提 出する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供 給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせ て本機関に提出することができる。

- 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。
 - 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごと の発電又は放電に関する計画(一般送配電事業者又は配電事業者が1時間前 取引により販売する電気又は調達したFIT電源により発電された電気に 係る計画を含む。)
 - 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)
 - 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)
- 3 発電契約者、1時間前取引により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにFIT電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。
- 4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別若しくは放電地点別又は発電設備等別ごとの発電又は放電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。
 - 一 一般送配電事業者又は配電事業者からの系統運用上の必要性に基づく要

請があった場合

二 本機関からの容量市場の運営上の必要性に基づく要請があった場合

別表8-2 発電販売計画等の提出

	出する 計画	年間計画 (第1~ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※1)	当日計画 (※2)
提出	出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	毎日 午前10時 (※3)	毎日 午前12時 (※3)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
		各月平休日	各週平休日	本機関が指	30分ごとの	30分ごと	30分ごとの
		別の販売計	別の販売計	定する2点	供給電力量	の供給電力	供給電力量
	発電	画の最大値	画の最大値	の時刻の日		量	
	計画	及び最小値	及び最小値	別の供給電			
		発生時の供	発生時の供	カ			
		給電力	給電力				
提		各月平休日	各週平休日	本機関が指定	30分ごとの	30分ごとの	30分ごとの
出出	販売	別の販売電	別の販売電	する2点の時	販売分の計画	販売分の計画	販売分の計画
内内	計画	力の最大値	力の最大値	刻の日別の販	値	値	値
容		及び最小値	及び最小値	売電力			
台		各月平休日	各週平休日	本機関が指定	30分ごとの	30分ごとの	30分ごとの
		別の販売計	別の販売計	する2点の時	調達分の計画	調達分の計画	調達分の計画
	調達	画の最大値	画の最大値	刻の日別の調	値	値	値
		及び最小値	及び最小値	達分の計画値			
	計画	発生時の調	発生時の調				
		達分の計画	達分の計画				
		値	値				

- (※1)翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。
- (※2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。
- (※3) 提出日が休業日の場合も含む。

(需要抑制契約者による計画の提出)

第139条の2 需要抑制契約者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-3に定める需要抑制計画、調達計画、販売計画及びベースライン(以下「需要抑制計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に

提出しなければならない。

- 2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定 める事項を記載するものとする。
 - 一 需要抑制計画 販売計画に対応した需要抑制量調整供給契約で設定した 単位ごとの需要抑制量に関する計画
 - 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載 することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の 約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事 業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業 者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合に は、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)
 - 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載 することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の 約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事 業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業 者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合に は、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)
 - 四 ベースライン 需要抑制量調整供給を行う場合の基準となる電力量の計 画值
- 3 需要抑制契約者は、原則として、翌日計画以降においては、調達計画は販 売計画と一致させなければならない。

	別表8-3 需要抑制計画等の提出						
提出する 計画		年間計画	月間計画	週間計画		翌日計画	当日計画
		(第1∼	(翌月、	(翌週、	翌々日計画	並申前團 (※1)	(※2)
Ī	可四	第2年度)	翌々月)	翌々週)		(%1)	(% 2)
提	出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	毎日 午前10時 (※3)	毎日 午前12時 (※3)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
		各月平休日	各週平休日	本機関が指	30分ごとの	30分ごと	30分ごとの
提	需要	別の需要抑	別の需要抑	定する2点	需要抑制電力	の需要抑制	需要抑制電力
出	抑制	制計画の最	制計画の最	の時刻の日	量	電力量	量
内	計画	大値及び最	大値及び最	別の需要抑			
容	미쁘	小値発生時	小値発生時	制電力			
		の需要抑制	の需要抑制				

町主り 9 東亜地地は一重炊り担川

	電力	電力				
	各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	30分ごとの	30分ごとの	30分ごとの
販売	の販売電力の	の販売電力の	する2点の時	販売分の計画	販売分の計画	販売分の計画
計画	最大値及び最	最大値及び最	刻の日別の販	値	値	値
	小値	小値	売電力			
	各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	30分ごとの	30分ごとの	30分ごとの
	の販売計画の	の販売計画の	する2点の時	調達分の計画	調達分の計画	調達分の計画
調達	最大値及び最	最大値及び最	刻の日別の調	値	値	値
計画	小値発生時の	小値発生時の	達分の計画値			
	調達分の計画	調達分の計画				
	値	値				
7				30分ごとの	30分ごとの	30分ごとの
				計画値	計画値	計画値
スラ	_	_	_			
イン						

- (※1)翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。
- (※2)翌日計画に変更が生じた場合に提出する。
- (※3) 提出日が休業日の場合も含む。

(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)

第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であって、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約

者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。

- 一 太陽光電源又は風力電源の場合
 - ア 特例契約者及び旧特例契約者(以下「特例契約者等」という。)は、実需 給日の前々日12時までに、特例発電計画の様式を作成する。
 - イ 一般送配電事業者及び配電事業者は、この号アの規定により特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時までに、入力した値について見直し、再入力する。ただし、配電事業者が発電計画の値を入力する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が入力することができる。
- 二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合
 - ア 特例契約者等は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画に係る 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の発電計画を作成する。
 - イ 一般送配電事業者及び配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、 この号アの特例発電計画の妥当性を確認する。ただし、配電事業者が妥当 性を確認する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事 業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が妥当性を確認することが できる。
- 2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者 が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がそ の妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時ま でに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想 定方法について、あらかじめ定め公表するとともに、当該方法により想定し た実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。
- (一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)
- 第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号(配電事業者にあっては、第2号を除く。)に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限

までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。

- 一 別表8-4に定める供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 別表8-4に定める提出期限
- 二 一般送配電事業者の中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、 調整力、予備力、発電設備等、広域連系系統その他の情報 常時
- 三 供給区域における発電契約者の発電実績及び放電実績、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)

別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

捍 .	出する	年間計画	月間計画	週間計画	翌々日計画	翌日計画	当日計画
		(第1∼	(翌月、	(翌週、			
P	汁画	第2年度)	翌々月)	翌々週)			
提出	出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前
	供給	各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	77 I O O O A	77 1 0 0 0 1	W П Ф О О Л
	区域	の需要電力の	の需要電力の	する2点の時		翌日の30分	
	需要	最大値及び最	最大値及び最	刻の日別の需		ごとの需要電	
	電力	小値	小値	要電力	力量	力量	力量
提	供給						
出	区域	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対
内	供給	する供給電力	する供給電力	する供給電力	する供給電力	する供給電力	する供給電力
容	電力						
	供給						
	区域	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対
	予備	する予備力	する予備力	する予備力	する予備力	する予備力	する予備力
	力						

		需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対
供給		する調整力必	する調整力必	する調整力必	する調整力必	する調整力必
区域		要量(上げ)、	要量(上げ)、	要量(上げ)、	要量(上げ)、	要量(上げ)、
調整	_	調整力確保量	調整力確保量	調整力確保量	調整力確保量	調整力確保量
- 門金 力		(上げ)及び	(上げ)及び	(上げ)及び	(上げ) 及び	(上げ)及び
//		調整力確保量	調整力確保量	調整力確保量	調整力確保量	調整力確保量
		(下げ)	(下げ)	(下げ)	(下げ)	(下げ)

(※1) 提出日が休業日の場合も含む。

(特定送配電事業者による情報提出)

- 第142条 特定送配電事業者(一般送配電事業者又は配電事業者と託送供給 契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下この条において同 じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給地点の需要 及び供給力に関する資料を提出しなければならない。
- 2 特定送配電事業者は、前項の規定により提出した資料に変更がある場合は、 都度、変更した資料を本機関に提出しなければならない。

(追加資料の提出)

- 第143条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。
 - 一 供給区域における潮流の状況を予測する場合
 - 二 供給区域の需給状況を把握する場合
 - 三 その他供給区域の電力系統の適切な監視に必要な場合
- 2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条 又は前項の規定により、本機関、一般送配電事業者又は配電事業者から提出 した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、 速やかにこれに応じなければならない。

(計画の変更)

第144条 託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者は、需要調達計画等、発電販売計画等又は需要抑制計画等に変更が生じた場合(本機関が業務規程第109条の規定により計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。)、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。

2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する発電設備等の設置者を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。

第145条 削除

第9章 需給状況の悪化時の指示等

(需給状況の改善のための本機関の指示等)

第146条 電気供給事業者は、本機関の指示又は要請を受けた場合には、正 当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応じ、需給状況の改善に協力し なければならない。

(本機関の指示又は要請に基づく精算)

第147条 業務規程第111条の規定による指示又は要請を受けた電気供給 事業者は、業務規程第123条第1項及び第2項に定める協議において、本 機関の指示又は要請に基づいて電気の供給、電気工作物の貸渡等を行った電 気供給事業者の費用負担を勘案し、原則として、当該事業者に不利益が生じ ない合理的な額による精算を行う。

(本機関の指示に基づく取引価格の公表)

第148条 一般送配電事業者は、緊急的な供給力の不足分を調達するため、 本機関の指示に基づき、一般送配電事業者間において電力融通を行う場合の 精算の基礎となる取引価格等をあらかじめ公表しなければならない。

(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)

第149条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者(送電事業者を除く。) は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、 託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やか に託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。

第10章 一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等

第1節 電力系統の運用

(系統運用業務)

- 第150条 一般送配電事業者及び配電事業者は、人身の安全、設備の保全、 電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用 (以下「系統運用」という。) に関する業務を行う。
- 2 電気供給事業者は、前項の系統運用に関する業務が円滑に行われるよう、 相互に協力しなければならない。

(系統運用上の系統構成の決定)

- 第151条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、系統構成を決定する。
 - 一 電圧の維持
 - 二 停電の抑制又は防止
 - 三 送電損失の軽減
 - 四 系統運用に関する業務の円滑な実施
 - 五 電力設備の故障箇所の確実な遮断及び故障時の異常電圧等の発生防止

(電力系統の監視)

- 第152条 一般送配電事業者及び配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。
 - 一 周波数及び電圧の状況
 - 二 供給区域の需給状況
 - 三 小売電気事業者の需要及び供給力の確保に関する状況
 - 四 発電事業者の発電量及び放電量並びに発電余力及び放電余力に関する状況
 - 五 特定卸供給事業者の電気の供給量及び供給余力に関する状況
 - 六 電力設備の運転状況
 - 七 流通設備に流れる潮流の状況
 - 八 その他電力系統を安定的に運用するために必要な事項
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、小売電気事業者等が、法第2条の1 2第1項に規定する必要な供給力(法第27条の26第2項において準用す る場合を含む。)を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者 等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。

- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。
- 4 一般送配電事業者及び配電事業者は、前2項に掲げる場合は、速やかに本機関に報告するものとする。

(潮流調整)

- 第153条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める(以下「潮流調整」という。)。
 - 一 開閉装置の操作による系統構成の変更
 - 二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整等(発電設備等の起動又は停止を含む。以下同じ。)
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合に おいて、流通設備(ただし、連系線は除く。)に混雑が発生する場合は、前項 の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらか じめ確保していない発電設備等の発電計画等提出者間の公平性を確保しつつ、 潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整等を行う。

(平常時において混雑が発生する場合の措置)

- 第153条の2 流通設備(連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。) に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等について次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。
 - 一 平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った 火力電源等の発電設備(混焼バイオマス電源及び揚水発電設備を含む。)の 出力抑制等
 - 二 平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った 蓄電設備の放電抑制
 - 三 平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を 行った火力電源等の発電設備(FIT電源を除く混焼バイオマス電源、及び 揚水発電設備を含む。)の出力抑制等
 - 四 平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を

行った蓄電設備の放電抑制

- 五 平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った 専焼バイオマス電源及び地域資源バイオマス電源(出力制御が困難なものを 除く。)の出力抑制
- 六 平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った 自然変動電源の出力抑制
- 七 平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った 地域資源バイオマス電源 (出力制御困難なもの) 及び長期固定電源の出力抑制

(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)

- 第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第6号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。
 - 一 出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する流通設備の潮流 状況
 - 二 一般送配電事業者及び配電事業者が講じた前条の措置の具体的内容
 - 三 前条第1項第6号に定める措置を行う必要性

(電力系統に異常発生が予想されるときの事前措置)

- 第154条 一般送配電事業者及び配電事業者は、台風、暴風雪等によって、 供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断し た場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に 備えた熊勢を整備する。
 - 一 台風、暴風雪等の災害に対応する社内態勢の整備
 - 二 台風、暴風雪等の災害における電気供給事業者との間の通信手段及び連 絡手段の確保
 - 三 電力系統に異常が発生した場合又は通信若しくは連絡が不能となった場合の対応に関する電気供給事業者との協議
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系 統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる 措置を講じる。
 - 一 電力系統の分離に備えた潮流調整
 - 二 系統構成の変更
 - 三 電力設備の作業停止の中止
 - 四 電力系統の安定性や電力品質への悪影響を防止するための流通設備の停

止

- 五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発 電設備等の出力の調整
- 六 送電損失の低減又は電圧の調整等のために、一時的に停止している流通 設備の運転
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の発電 設備等の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、 電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。
- 4 一般送配電事業者及び配電事業者は、第2項の措置を講じる場合において、 広域連系系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合 には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告する ものとする。

(電力系統の異常発生時の措置)

- 第155条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という。)。
 - 一 系統構成の変更
 - 二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発 電設備等の出力の調整
 - 三 発電設備等(前号の発電設備等を除く。)の出力の調整の給電指令
 - 四 電力設備の緊急停止(人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備 の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合に限る。)
 - 五 その他電力系統の復旧のために必要な措置

(電力系統の異常発生時の発電設備等の出力の調整)

第156条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第3号の発電設備等の 出力の調整を行う場合には、発電設備等の出力変化速度、調整容量等を考慮 して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電設備等を出力の調整の対 象とする。

(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)

- 第157条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第155条に定める方法では電力系統の異常が解消できない場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当

たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置)

- 第158条 一般送配電事業者又は配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者又は配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。ただし、一般送配電事業者又は配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者又は配電事業者へ連絡する。
- 2 一般送配電事業者又は配電事業者を除く電気供給事業者は、人身の安全を 損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれが ある場合には、自己が保有又は運転する電力設備を緊急停止することができ る。
- 3 一般送配電事業者又は配電事業者を除く電気供給事業者は、前各項の措置 を講じた場合は、電力系統に発生した電力系統の異常の状況及び措置の結果 を速やかに一般送配電事業者又は配電事業者に連絡する。

第2節 周波数の調整

(周波数の維持)

第159条 一般送配電事業者及び配電事業者は、法第26条第1項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める(以下「周波数調整」という。)。

(周波数調整の方法)

第160条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を使用することにより、周波数調整を行う。

(短周期広域周波数調整のための利用枠確保の要請)

- 第161条 一般送配電事業者は、翌日の一般送配電事業者の供給区域の短周期調整力が不足し又は短周期調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、短周期広域周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請しなければならない。
- 2 一般送配電事業者は、前項の要請を行う場合には、必要と見込まれる連系

線の利用枠を通知する。

(実需給当日の短周期広域周波数調整の実施の手順)

- 第162条 前条第1項の要請を行った一般送配電事業者は、本機関から短周期広域周波数調整の利用枠の設定を受けた場合には、実需給当日において、当日の短周期調整力の状況を考慮の上、短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠を本機関に通知する。
- 2 本機関から最終決定された連系線の利用枠の通知を受けた一般送配電事業 者は、当該利用枠の範囲内において、短周期広域周波数調整を実施する。

(短周期広域周波数調整のための協力)

第163条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関より、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、速やかに算出結果を本機関に通知しなければならない。

(短周期広域周波数調整の実施により授受する金額)

第164条 短周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送 配電事業者及び配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項 は、接続対象計画差対応補給電力料金等に基づき、当事者間の協議により決 定する。

(異常時の周波数調整)

- 第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - 一一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の緊急停止(揚水発電設備の揚水運転の緊急停止を含む。以下この条において同じ。)
 - 二 発電設備等(前号の発電設備等を除く。)の出力の調整(発電設備等の緊 急停止を含む。)の給電指令
 - 三 連系線を用いた緊急的な電力の受給(交直変換設備における自動的に電力を受給する装置(緊急融通制御装置(EPPS)等)を利用した電力の受給を含む。)

(周波数異常時の発電設備等の出力の調整)

第166条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第2号の発電設備等の 出力の調整を行う場合には、発電設備等の出力変化速度、調整容量等を考慮 して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電設備等を出力の調整の 対象とする。

(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断)

- 第167条 一般送配電事業者及び配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。ただし、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当 たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平 性に配慮する。

(連系線の遮断による電力系統の分離)

- 第168条 一般送配電事業者は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生 し、発電設備等の連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を 遮断し、電力系統を分離することができる。
- 2 一般送配電事業者は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要 に応じ、当該連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、 発電設備等の出力を抑制又は停止するよう給電指令を行う。
- 3 一般送配電事業者は、第1項の措置を行った場合、本機関に対し、速やか に当該措置を行った事実及び当該措置を講じた理由を報告する。

第3節 上げ調整力不足時の措置

(上げ調整力の活用)

第169条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測 又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足 すると見込まれる場合には、一般送配電事業者及び配電事業者が調整力とし てあらかじめ確保する発電設備等の活用により、供給力を確保するための措 置を講じる。

(予備力の増加)

- 第170条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ 調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、 次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。
 - 一 発電設備等の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止
 - 二 火力発電設備の定格出力を超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者 又は配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した場合に限 る。)
 - 三 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の活用その他速やかに供給区域の供給力を増加することができる方法

(需給ひつ迫等を解消するための本機関に対する指示の要請)

第171条 一般送配電事業者は、供給区域の需給ひつ迫又は需給ひつ迫のお それを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、別表8-1の翌日 計画提出期限の後に、本機関の指示を要請することができる。

(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断)

- 第172条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひつ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置を行うに当たり、社会的 影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となった電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。

第4節 下げ調整力不足時の措置

(下げ調整力の活用)

第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測 又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰 になると見込まれる場合は、一般送配電事業者及び配電事業者が調整力とし てあらかじめ確保する発電設備等について次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 発電設備等の出力抑制
- 二 揚水発電設備の揚水運転
- 三 需給バランス改善用の蓄電設備の充電

(下げ調整力が不足する場合の措置)

- 第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の 供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の 発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位に従って同号に 掲げる措置を講じる。
 - 一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等について次のアからウまでに掲げる方法(第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)
 - ア 火力電源等(出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。)の発電設備等の出力抑制
 - イ 揚水発電設備の揚水運転
 - ウ 需給バランス改善用の蓄電設備の充電
 - 二 長周期広域周波数調整
 - 三 バイオマスの専焼電源(ただし、次号の地域資源バイオマス電源を除く。以下同じ。)の出力抑制
 - 四 地域資源バイオマス電源の出力抑制
 - 五 自然変動電源の出力抑制
 - 六 業務規程第111条に定める本機関の指示に基づく措置
 - 七 長期固定電源の出力抑制
- 2 一般送配電事業者は、前項各号の措置の実施に要する時間等を考慮した上で、配電事業者及び関係する電気供給事業者に対し、実施に必要となる要請 又は指令を行う。

(下げ調整力が不足する供給区域以外の一般送配電事業者の措置)

第174条の2 前条第1項に規定する一般送配電事業者が前条第1項第2号 又は第6号の措置を講じるにあたり、前条第1項に規定する一般送配電事業 者以外の一般送配電事業者は、当該措置により供給を受ける電気の量に基づ き、必要に応じて、前条第1項に規定する一般送配電事業者が第173条及 び前条に基づき講じた措置(前条第1項第6号の措置を講じる場合は、同項 第2号の措置を除く。)を講じる。

(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)

第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備等に係る発電契約者又は当該発電設備等を保有する発電設備等設置者(以下この節において「発電契約者等」という。)とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。

(緊急時の出力抑制)

第176条 一般送配電事業者及び配電事業者は、需要の急激な減少、急激な 出水等が生じたことにより緊急時の必要が認められる場合には、第174条 第1項の順位にかかわらず、給電指令による出力抑制を行うことができる。

(長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整)

- 第177条 一般送配電事業者は、翌日の一般送配電事業者の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、第174条第1項第2号に規定する長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を要請することができる。
- 2 一般送配電事業者は、前項の要請を行う場合には、必要と見込まれる電力 量及び時間を本機関に通知しなければならない。

(実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順)

- 第178条 前条第1項の要請を行った一般送配電事業者は、業務規程第13 2条の規定により、本機関により仮決定された長周期広域周波数調整のため の電力量及び時間の通知を受けた場合には、実需給当日の需給バランスに基 づき、長周期広域周波数調整の要否を検討する。
- 2 前項の一般送配電事業者は、第174条第1項第3号から第5号までの出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知する。
- 3 前項の通知に基づき本機関から最終決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた一般送配電事業者は、その内容に基づき、 長周期広域周波数調整を実施する。

(長周期広域周波数調整のための協力)

第179条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関より、下げ調整力が 不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力 可能な電力量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、原則として、実需給 日の前日16時までに、算出結果を本機関に通知しなければならない。

(下げ調整力不足時の出力抑制により授受する金額)

第180条 第174条第1項に掲げる措置を実施した場合において、関係する事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、第175条に掲げる当事者間の協議により決定する場合を除き、託送供給等約款を基に、当事者間の協議により決定する。

(長周期広域周波数調整を行った場合の一般送配電事業者間の精算)

第181条 長周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送 配電事業者及び配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項 は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に、当事者間の協議により決定 する。

(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請)

第182条 一般送配電事業者は、供給区域の下げ代不足又は下げ代不足のお それを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、業務規程第111 条に定める指示を行うよう要請することができる。

(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)

- 第183条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項第5号に 定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第 3号までに掲げる事項は速やかに、第4号に掲げる事項は翌年度4月末日ま でに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。
 - 一 自然変動電源の出力抑制に関する指令を行った時点で予想した供給区域 の需給状況
 - 二 一般送配電事業者又は配電事業者が講じた第173条の措置の具体的内容
 - 三 第174条第1項第5号に定める措置を行う必要性
 - 四 第174条第1項第5号に定める措置を実施するために、あらかじめ定められた手続きに沿って年間を通じて行った出力抑制の具体的内容

(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)

第184条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項各号(ただし、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備等の選

定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。

- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。
 - 一 給電指令を行った時点における供給区域の需給状況の見込み
 - 二 給電指令の具体的内容
 - 三 給電指令を行う必要性
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、 書面又は電磁的方法をもって、前項の説明を行うものとする。

(発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告)

第185条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号までの出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。

第5節 電圧の調整

(電圧調整)

- 第186条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則第38条第1項に定める 範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。)。
 - 一 発電機による電圧の調整(発電機の運転又は停止を伴う調整を含む。)
 - 二 変圧器による電圧の調整
 - 三 調相設備による電圧の調整
 - 四 系統構成の変更
 - 五 その他電圧を調整するための方法
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者若しくは配電事業者との合意又は給電指令に基づき発電設備等による電圧の調整を行う。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電圧調整のために必要があるときは、 需要者に対して、当該需要者が保有する力率改善用のコンデンサを開放する よう依頼する。

(運用目標値の設定)

- 第187条 一般送配電事業者及び配電事業者は、適切に電圧を維持するため、 次の各号に掲げる事項を考慮して、高圧及び特別高圧の送電系統における電 圧の運用目標値を定める。
 - 一 発電機、変圧器、調相設備その他電圧を調整することができる機器の配 置及び電圧の調整が可能な範囲
 - 二 電力設備及び需要者の設備が運転可能な電圧の範囲
 - 三 電力系統の安定性
 - 四 送電損失の軽減
 - 五 その他電圧の運用目標値を定める上で考慮が必要となる事項

(異常時の電圧調整)

- 第188条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第186条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧を維持するために必要なときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置の実施に当たり、社会的 影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

第6節 給電指令

(給電指令)

- 第189条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域に存する電気供給 事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転 (操作又は停止を含む。以下同じ。)、電力設備の作業中止その他必要な事 項に関する指令(電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により 自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。) を行う。
 - 一 平常時の給電指令 平常時における電力系統の運用、電圧調整及び作業 停止に伴う電力設備の運転の指令
 - 二 異常時の給電指令 次に掲げる電力設備の運転及び電力設備の作業中止 等の指令
 - ア 周波数及び電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の確保を目的とした発電設備等の出力の調整及び需要の抑制又は遮断
 - イ 異常気象又は電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の

確保を目的とした電力設備の作業中止の指令

ウ その他電力系統に異常が発生し又は発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止又は回復するために必要となる指令

(給電指令の発受令に必要な事項の決定)

第190条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに給電指令を受令する者 (以下「受令者」という。)は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の 上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発 受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書 その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送 配電事業者及び配電事業者も当事者に含めるものとする。

(手順書の作成)

- 第191条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに受令者は、給電指令を発 受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。 ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。
 - 一 発電設備等の出力の調整、電圧調整その他手順書によらずに安全かつ確実に電力設備の操作又は運転を実施することができる場合
 - 二 異常時の給電指令を発令する場合において、手順書を作成する時間的余 裕がない場合
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は手順書にしたがって給電指令を発令し、 受令者は手順書にしたがって速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。

(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施)

第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実に行い、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない。ただし、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。

(異常時の給電指令の理由等の通知)

- 第193条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第189条第1項第2号の 給電指令を行った場合は、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給電指令 の理由及び内容を通知する。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令 を発電設備等保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該

発電設備等保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えると きは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。

(給電指令に基づかない電力設備の運転等の実施)

第194条 受令者は、第190条の決定事項にかかわらず、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは故障の拡大のおそれがあるときは、給電指令によらず、給電指令の対象となる電力設備の運転等を行うことができる。

第11章 地域間連系線の管理

(運用容量の算出の考え方)

- 第195条 連系線の運用容量は、電力設備に通常想定し得る故障が発生した場合においても、電力系統の安定的な運用が可能な容量とする。
- 2 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる潮流の値の最小値とする。
 - 一 熱容量等 設備健全時、又は、電力設備のN-1 故障が発生した場合において、流通設備に流れる潮流を熱容量その他の設計上の許容値以下とできる連系線の潮流の最大値。ただし、この号における熱容量とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が当該設備を継続的に使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。
 - 二 同期安定性 通常想定し得る範囲において、送電線、変電所又は開閉所の母線その他発電機間の同期状態に影響を与える可能性のある電力設備の故障が発生した場合に、発電機間の同期状態が保たれ、発電機の安定運転を維持できる連系線の潮流の最大値から需要等の瞬時的な変動に伴う潮流の偏差量を控除した値
 - 三 電圧安定性 通常想定し得る範囲において、送電線、変電所又は開閉所の母線その他電力系統の電圧の安定性に影響を与える可能性のある電力設備の故障が発生した場合に、電力系統の電圧を安定的に維持できる連系線の潮流の最大値から需要等の瞬時的な変動に伴う潮流の偏差量を控除した値
 - 四 周波数維持 連系線が遮断し電力系統が分離した場合において、電力系 統の周波数を安定的に維持できる連系線の潮流の最大値

(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)

第196条 特定の一般送配電事業者の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書の規定にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる一般送配電事業者の供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。

(運用容量の算出断面)

第197条 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる場合を除き、30分ごとの値を算出する。

- 一 週間計画より前の断面の運用容量を算出する場合
- 二 市場分断の発生が見込まれない場合
- 三 第195条第2項第1号から第3号までの規定により運用容量が定まる 場合

第198条 削除

第199条 削除

第200条 削除

第201条 削除

第202条 削除

第203条 削除

第204条 削除

第205条 削除

第206条 削除

第207条 削除

第208条 削除

(需給ひつ迫又は下げ代不足時のマージン使用)

第208条の2 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。

(緊急時の連系線の使用)

第208条の3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひつ迫若しくは

需給ひつ迫のおそれに対応するために運用容量拡大の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。

2 一般送配電事業者は、事前には織り込めない突発的な事象に対応する場合 及び供給力追加対策を行ったにもかかわらず需給状況が悪化している場合又 は需給状況の悪化が予想される場合への対応のために、一時的に運用容量 (運用容量拡大を行っているときは緊急時運用容量)を超過して連系線を使 用したときは、本機関に対し、理由とともに報告する。

(電源等の承認の申請)

- 第209条 電源等保有者は、本機関に対し、業務規程第144条に定める承認を申請することができる。
- 2 前項の申請は、本機関が定めた様式に従った申請書を提出することによって行う。

(承認を受けた電源等の取扱い)

- 第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電及び放電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、翌日取引へ影響が生じないのであれば発電及び放電に係る計画の変更はできる。また、翌日取引へ影響が生じる場合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。
 - 一 発電設備等の不具合(作業停止期間の延長を含む。) や系統故障等により 発電及び放電することが難しい場合 減少変更
 - 二 発電及び放電に係る計画からの増加分と同量以上に運用容量が増加する 場合 増加変更
- 2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条の規定による混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。

第210条 削除

第211条 削除

第212条 削除

第213条 削除

(承認内容に変更があった場合の取扱い)

- 第214条 承認電源等保有者は、承認内容に変更があった場合には、速やか に、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。 ただし、承認期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を 有する承認電源等保有者は、承認内容を変更する年度の前々年度末までに、 本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。
- 3 承認電源等保有者は、本機関が定めた様式に従った申請書を提出すること によって前各項の申請を行う。

(電源等の審査に伴う資料提出等)

第215条 電源等保有者又は承認電源等保有者は、本機関が業務規程第14 4条又は第147条の審査を実施するために要請した資料等の提出を行うと ともに、電源等又は承認電源等の運用状況を本機関に説明しなければならな い。

第216条 削除

第217条 削除

第218条 削除

第219条 削除

第220条 削除

(緊急時の発電設備等の出力の調整)

第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の 一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定に よる混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応 じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者が 調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整を行う。 第222条 削除

第223条 削除

第224条 削除

第225条 削除

第226条 削除

第227条 削除

第228条 削除

第12章 作業停止計画の調整

(一般送配電事業者による作業停止計画の調整)

- 第229条 一般送配電事業者は、業務規程別表11-1に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。ただし、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない(以下一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、この章において「調整対象作業停止計画」という。)。
- 2 電気供給事業者(配電事業者を含み、一般送配電事業者を除く。以下この章において同じ。)は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実に行い、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。

(作業停止計画の原案の提出)

- 第230条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備(一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下この章において同じ。)の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12-1で定める期日までに、別表12-2に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。
- 2 一般送配電事業者は、業務規程第157条第2項の規定により、本機関が 発電計画等提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を 受ける。
- 3 一般送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、作業停止計画提出者とあらかじめ合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。
- 4 作業停止計画提出者は、第1項及び前項に掲げる作業停止計画において、 次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 作業の開始及び終了の予定日時
 - 二 電力設備の作業停止の内容
 - 三 その他作業停止計画の調整に必要な項目

別表12-1一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日(※1、※2)

	年間計画	月間計画	各計画の変更・
	(翌年度・翌々年度)	(翌月・翌々月)	計画外作業停止
原案	毎年7月末頃	毎月1日頃	不定期
調整案	毎年10月末頃	毎月10日頃	・ ・
最終案	毎年1月上旬	毎月中旬	()()()

- ※1 電力設備の作業停止計画については、当該電力設備の存する一般送配電 事業者の供給区域の一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、 提出期日を別途定めることができる。
- ※2 本機関を通じて一般送配電事業者へ作業停止計画を提出する場合には、 別途本機関が定める期日までに、本機関に対して、作業停止計画を提出 しなければならない。

別表12-2 作業停止計画の提出者及び提出先

対象設備	計画提出者	提出先
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電 事業者の供給区域の一般送配 電事業者
発電設備等の 作業停止計画	発電計画等提出者	本機関

(作業停止計画の対象となる電力設備)

- 第231条 作業停止計画の対象となる電力設備は次の各号に掲げるとおりと する。
 - 一 発電機
 - 二 母線、主要変圧器、開閉器、計器用変流器、計器用変圧器、避雷器及び 調相設備
 - 三 電線路
 - 四 系統保護継電器、機器保護継電器及び中性点接地装置
 - 五 電力系統の監視、制御、保護等に必要な情報を伝送する通信設備
 - 六 その他電力系統の運用に影響を与える設備

(本機関に対する作業停止計画の提出)

第232条 一般送配電事業者は、第230条第1項又は第2項の規定により、 作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画 (当該一般送配電事業者の作業停止計画に関するものを含む。)を速やかに 本機関に提出する。

(調整対象作業停止計画の原案の調整)

- 第233条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により発電計画又は調達計画に影響を受ける発電計画等提出者その他関係する電気供給事業者(以下「関係電気供給事業者」という。)の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。
- 2 一般送配電事業者は、必要に応じ、第230条第3項の規定による作業停止計画の原案の提出前に、事前調整を行うことができる。

(作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ)

- 第234条 作業停止計画提出者は、第230条第1項の規定に準じて、業務 規程第158条第1項及び前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日 までに、原案から調整された作業停止計画の調整案を提出する。
- 2 一般送配電事業者は、第230条第2項の規定に準じて、本機関が発電計画等提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。
- 3 一般送配電事業者は、前各項の規定により、作業停止計画の調整案を受け 取ったときは、第232条の規定に準じて、広域連系系統等の作業停止計画 を本機関に提出する。

(調整対象作業停止計画の調整案の調整)

第235条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の調整案について、 関係電気供給事業者の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。

(作業停止計画の最終案の提出、承認)

- 第236条 作業停止計画提出者は、第230条第1項の規定に準じて、業務 規程第160条第2項及び前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日 までに、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案を提出する。
- 2 一般送配電事業者は、第230条第2項の規定に準じて、本機関が発電計画等提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。
- 3 一般送配電事業者は、前各項の規定により作業停止計画の最終案を受け取

- ったときは、第232条の規定に準じて、広域連系系統等の作業停止計画を 本機関に提出する。
- 4 一般送配電事業者は、第1項及び第2項の規定により調整対象作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを承認する。

(承認された作業停止計画に関する情報の提供等)

- 第237条 一般送配電事業者は、業務規程第162条第1項の規定により、 本機関から本機関が承認した広域連系系統等の作業停止計画の送付を受ける。
- 2 一般送配電事業者は、本機関又は一般送配電事業者が承認した対象の作業停止計画を、作業停止計画提出者に通知し、必要な情報を提供しなければならない。

(広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出)

第238条 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画又は調達計画に 影響が生じる発電計画等提出者は、業務規程第159条第3項の規定により 共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による 作業停止計画の再調整を申し出ることができる。

(作業停止計画の不調時の対応)

第239条 一般送配電事業者は、調整後の広域連系系統等(広域調整対象作業停止計画は除く。)の作業停止計画について、関係電気供給事業者との作業停止計画の調整が困難な場合には、本機関に対し、不調の解決に向けた対応の依頼を行うことができる。

(作業停止計画の提出の省略)

- 第240条 作業停止計画提出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 作業停止計画の原案、調整案及び最終案の提出を省略することができる。
 - 一 翌年度分年間計画の原案について、前年度に確定した翌々年度分年間計 画からの変更がないとき
 - 二 月間計画の原案について年間計画からの変更がないとき
 - 三 調整案について、原案からの変更がないとき
 - 四 最終案について、調整案からの変更がないとき
- 2 前項の規定により、作業停止計画提出者が作業停止計画の提出を省略した場合は、一般送配電事業者は、当該作業停止計画提出者の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当該作業停止計画の調整を行う。

(作業停止計画の変更及び追加)

- 第241条 作業停止計画提出者は、作業停止計画の年間計画又は月間計画の 承認以降、需給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、 やむを得ない年間計画又は月間計画の変更(取りやめを含む。以下同じ。)又 は追加(計画外の作業停止を含む。以下同じ。)がある場合には、その理由を 付して、第230条第1項の規定に準じて、変更後の作業停止計画(以下「作 業停止変更計画」という。)を一般送配電事業者に提出する。
- 2 作業停止計画提出者は、作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であっても、当該事業者が最後に提出した作業停止計画の原案、調整案 又は最終案の変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、第2 30条第1項の規定に準じて、速やかに作業停止変更計画を一般送配電事業 者に提出する。
- 3 一般送配電事業者は、前各項の規定により広域連系系統等の作業停止変更 計画を受け取った場合には、第232条の規定に準じて、本機関に提出する。
- 4 一般送配電事業者は、調整対象の作業停止変更計画を受け取ったときは、 第233条の規定に準じて調整を行い、必要に応じ、作業停止変更計画の見 直しを求める。
- 5 一般送配電事業者は、前項の調整後、調整対象の作業停止変更計画を第2 36条第4項の規定に準じて承認する。

(緊急時の作業停止計画の調整の省略)

- 第242条 一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由により緊急を要する場合は、業務規程第157条から第166条まで及び第230条から第241条までの作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。
- 2 作業停止計画提出者は、前項の規定により電力設備が緊急停止した場合に おいて、当該電力設備の停止が継続するときは、第230条第1項の規定に 準じて、速やかに調整対象の作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出す る。
- 3 一般送配電事業者は、前項の規定により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取ったときは、第232条の規定に準じて、本機関に提出する。

(作業実施の手続)

第243条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに作業を実施する電気供給 事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第191条 の規定により、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなけれ ばならない。

- 2 一般送配電事業者又は配電事業者と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施に際して、作業停止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。
- 3 一般送配電事業者又は配電事業者は、作業を中止する場合、作業開始を見合せる場合又は作業期間を延長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。
- 4 一般送配電事業者は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施 に際して、本機関に設備の停止及び使用の状況を報告する。

(作業停止計画の調整における考慮事項)

第244条 一般送配電事業者が、第233条及び第235条に定める調整対象作業停止計画の調整を行うに当たっては、業務規程第163条第1項(同項第11号を除く。)及び第2項に定める事項を考慮する。

第13章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

- 第245条 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。
- 2 業務規程第168条第2項で規定した本機関の公表内容のうち、一般送配 電事業者、送電事業者及び配電事業者が公表すべき内容については、一般送 配電事業者、送電事業者及び配電事業者が公表する。
- 3 電気事業者は、本機関が系統情報ガイドラインに基づき、系統情報の公表 を行うために必要となる情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。

第246条 削除

第14章 需要者スイッチング支援

(スイッチング支援システム)

- 第247条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高圧需要者、低圧FIT電源(FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者及び低圧FIT卒業電源(再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約の実績がある電源で、その特定契約が終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務(以下「スイッチング支援対象業務」という。)とする。ただし、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。
 - 一 供給地点特定番号検索(高圧需要者に係るものを除く。)
 - 二 供給地点設備情報照会(高圧需要者に係るものを除く。)
 - 三 使用量情報照会(低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に係るものを除く。)
 - 四 託送等異動業務(高圧需要者の再点、高圧需要者のアンペア変更、低圧FIT電源の再点、低圧FIT電源の託送供給契約の切替え、低圧FIT電源のアンペア変更、低圧FIT卒業電源のアンペア変更及び需要抑制量調整供給契約に係るものを除く。)
 - 五 スイッチング廃止取次(低圧FIT電源に係るものを除く。)
 - 六 業務処理状況照会
 - 七 小売電気事業者情報照会
- 2 この章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者 を区分する。
 - 一 低圧需要者 標準電圧が100ボルト又は200ボルトで受電する需要者をいう。
 - 二 高圧需要者 標準電圧が6000ボルトで受電する需要者のうち、契約電力が500キロワット未満の需要者をいう。
 - 三 特別高圧需要者 標準電圧が2万ボルト以上で受電する需要者をいう。
- 3 この章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。
- (一般送配電事業者及び配電事業者による連携システムの開発)
- 第248条 一般送配電事業者及び配電事業者は、スイッチング支援システム と連携し、スイッチング支援対象業務を実施するために必要となるシステム

を開発し、運用しなければならない。

(システム利用規約の遵守等)

第249条 スイッチング支援システムを利用する小売電気事業者及び需要抑制契約者は、本機関が策定するシステム利用規約を遵守しなければならない。

(供給地点特定番号検索)

- 第250条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。
- 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。

(供給地点設備情報照会)

- 第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。
- 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。

(使用量情報照会)

- 第252条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。
- 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。
- 3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場

合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に当たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者又は配電事業者に送付するものとする。

- 4 一般送配電事業者及び配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者及び需要抑制契約者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、 照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。
- 5 一般送配電事業者及び配電事業者は、需要者本人から使用量情報照会を受けた場合には、小売電気事業者又は需要抑制契約者を通じて、当該照会を受けた需要者に対し使用量情報を提供する。

(託送等異動業務)

- 第253条 託送等異動業務の具体的内容は次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 託送供給契約の切替え
 - 二 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用の開始又は発電の 開始(以下「再点」という。)
 - 三 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用又は発電の停止(以下「廃止」という。)
 - 四 契約電流の変更(以下「アンペア変更」という。)
 - 五 需要者及び発電設備設置者の情報の変更

(託送供給契約の切替え)

- 第254条 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者(以下「現小売電気事業者」という。)から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約(以下「小売供給契約」という。)を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配事業者又は配電事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み(以下「スイッチング開始申込み」という。)を行う(以下スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。)。
- 2 現小売電気事業者は、需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合において、当該需要者との間で小売供給契約を解約する旨を合意したときは、スイッチング支援システムを通じて、当該合意が成立した後速やかに、託送供給契約の切替えに応じる旨の申込み(以下「スイッチング廃止申込み」という。)を行う。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、 スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日 (以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電

気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。) において、託送供給契約の切替えを行う。ただし、スイッチング希望日は、 次の各号に掲げる日以降としなければならない。

- 一 スマートメータの取替えが未了の場合 マッチング日から起算して8営業日に2暦日を加えた日
- 二 スマートメータに取替えが完了している場合 マッチング日から起算して1営業日に2暦日を加えた日

(再点の申込み)

- 第255条 小売電気事業者は、需要者との間で、小売供給契約を締結した場合において、供給地点において現に小売供給が行われていないときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、速やかに小売供給を開始する日(以下「再点日」という。)から託送供給を行うよう申込み(以下「再点申込み」という。)を行う。
- 2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。ただし、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して31日を超えて遡る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。
- 3 前項ただし書に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに 関し、個別に一般送配電事業者又は配電事業者と協議を行うものとする。

(廃止申込み)

第256条 小売電気事業者は、需要者との間の小売供給契約を解約する旨を 合意した場合(需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合を 除く。)には、スイッチング支援システムを通じて、当該合意が成立した後 速やかに、小売供給を停止する日(以下「廃止日」という。)から託送供給を 停止するよう申込み(以下「廃止申込み」という。)を行う。

(アンペア変更)

- 第257条 小売電気事業者は、需要者からアンペア変更の申出を受けた場合は、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、速やかに需要者からアンペア変更の申出があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の通知を受けた場合には、アンペア変更を実施する。この場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、その

結果を設備情報に反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。

(需要者情報変更)

- 第258条 小売電気事業者は、需要者の情報に変更が生じた場合は、一般送 配電事業者又は配電事業者に対し、スイッチング支援システムを通じ、速や かに需要者の情報に変更があった旨及び変更後の情報を通知しなければなら ない。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、小売電気事業者から受けた需要者の 情報の変更を反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者 が確認できる状態にする。

(同一供給地点におけるアンマッチの解消)

- 第259条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合(以下「アンマッチ」という。)は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。
 - 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合
 - 二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合
 - 三 廃止中の供給地点において、電気を使用していることが明らかな場合に あって、電気の使用を開始した日と異なる日を再点日として、再点申込み がなされた場合
- 2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合には、一般送 配電事業者又は配電事業者からの協議に応じ、一般送配電事業者又は配電事 業者とともにアンマッチの解消に努める。

(スイッチング廃止取次)

- 第260条 新小売電気事業者は、需要者の委任を受けたときには、スイッチング支援システムを通じて、現小売電気事業者に対して、当該需要者と現小売電気事業者との間の小売供給契約(以下「現小売供給契約」という。)の解約の取次(以下「スイッチング廃止取次」という。)を行うことができる。
- 2 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次に当たって、現小売電気事業 者に対し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。
 - 一 現小売供給契約に係る契約番号
 - 二 現小売供給契約に係る契約名義
 - 三 需要者の住所

- 3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1時間に1回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。ただし、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。
- 4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第2項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。ただし、新小売電気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特別の事情がある場合はこの限りでない。
- 5 現小売電気事業者は、スイッチング廃止取次を承諾しない旨を回答した場合は、新小売電気事業者からの申出に応じ、その承諾しない理由について説明しなければならない。
- 6 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次に際し、取得した情報は、廃止取次の申込日から、少なくとも3か月間、次の各号に掲げる申込方法に応じ、次の各号に定める方法により適切に保管する。
 - 一 書面による申込み 申込書類を紙又は電子データ
 - 二 電話による申込み 音声データ又は受付票を紙又は電子データ
 - 三 インターネットによる申込み Web申込フォーム等のシステム入力データ

(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務)

- 第261条 新小売電気事業者は、需要者からスイッチング廃止取次の委任を 受けようとする場合には、需要者に対して、次の各号に掲げる事項を説明し なければならない。
 - 一 新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、 現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと。
 - 二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を 可とした場合、現小売供給契約が解約されること。
 - 三 現小売供給契約を解約した場合、違約金等の不利益が発生する可能性があること。
 - 四 需要者の都合によりスイッチングを取り止めることとなった場合、需要者はスイッチング希望日より前に、新小売電気事業者に対しその旨を申し出る必要があること。

(業務処理状況の照会)

第262条 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、当該小売電気事業者がスイッチング支援システムを通じて行った託送異動業務等について、同システムを通じて、その処理状況を照会することができる。

(小売電気事業者の情報の照会)

第263条 小売電気事業者は、本機関に登録されている小売電気事業者の事業者コード、小売電気事業者名、連絡先等を照会することができる。

(スイッチング支援システムの利用)

- 第264条 小売電気事業者は、スイッチング支援システムが利用可能な場合 においては、同システムを利用して、スイッチング支援対象業務を行わなけ ればならない。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に掲げる場合において、小売電 気事業者がスイッチング支援システムを利用しないときは、スイッチング支 援対象業務の申込み等に応じることを要しない。

(目的外利用の禁止)

第265条 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、スイッチング支援システムを通じて取得した情報について、当該情報を取得した目的以外の用途で利用してはならない。

(低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)

- 第266条 低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、この章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約」と読み替えて適用するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象 業務を行う場合は、第247条、第252条から第255条まで、第257 条及び第259条から第261条までは適用せず、低圧FIT卒業電源に関 するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条、第 253条、第255条第2項及び第3項並びに第257条の規定は適用しな い。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者と再生可能

エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約を締結している低圧 FIT電源が調達期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、 第247条及び第252条から第262条までの規定は適用しない。

第15章 緊急時の対応及び災害時連携計画の検討等

第1節 緊急時の対応

(緊急時の対応)

- 第267条 電気事業者は、大規模災害等の緊急時には、本機関が定める防災 業務計画に基づき、本機関及び他の電気供給事業者と連携し、大規模災害等 への対応を行わなければならない。
- 2 電気事業者は、本機関が定める防災業務計画に基づく態勢の発令の通知を 受けたときは、本機関及び他の電気供給事業者と連携し、復旧等に協力しな ければならない。
- 3 電気事業者は、平時より、大規模災害等の緊急時に備え、本機関が定める 防災業務計画に基づき、次の各号に掲げる対応を行わなければならない。
 - 一 毎年度、本機関に対し、防災業務計画に定める情報を提出すること。
 - 二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること。
- 4 電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、 前各項の規定に準じて対応を行うよう努める。

第2節 災害時連携計画の検討等

(災害時連携計画の提出)

第267条の2 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、 災害時連携計画を本機関に提出しなければならない。

(災害時連携計画の変更)

第267条の3 一般送配電事業者は、災害時連携計画を変更した時は、災害 時連携計画の変更した事項を遅滞なく、本機関に提出しなければならない。

(災害時連携計画の策定における留意事項)

第267条の4 一般送配電事業者は、本機関が公表する災害時連携計画の確認における考慮事項に留意し、災害時連携計画を策定しなければならない。

(災害時連携計画の検討等に関する本機関への協力)

第267条の5 一般送配電事業者は、業務規程第176条の4第1項の規定により、提出した災害時連携計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速 やかにこれに応じなければならない。

第3節 災害等復旧費用の相互扶助

(災害等扶助交付金の交付申請)

第267条の6 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。

第16章 電力需給等に関する情報の提供

(電力需給等に関する情報の本機関への提出)

- 第268条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が業務規程第181 条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の 各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。
 - 一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に 示す変動幅に維持された時間の比率の実績(ただし、離島等における周波数 の実績は除く。)
 - ア 0.1ヘルツ以内
 - イ 0.2~ルツ以内
 - ウ 0.3~ルツ以内
 - エ 0.3ヘルツ超
 - 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、電気事業法施行規則第3 9条の規定により電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき 値を逸脱した地点数及びその比率
 - 三 停電に関する実績 電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号。 「電気関係報告規則」という。)に基づき作成した事故発生箇所別供給支障 事故件数及び需要家停電統計の情報
 - 四 その他本機関が電力需給の改善に当たり状況を継続的に確認することが 必要と考える事項
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び第27条の12の13において準用する第26条第3項並びに電気事業法施行規則第39条の規定により記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条の規定により国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。

別表16-1 電圧の維持すべき値

標準電圧	維持すべき値
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値

第17章 その他

(事業者コード等の申請)

- 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて本機関に提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に対し申請しなければならない。
 - 一 事業者コード 事業者名を特定する番号
 - 二 系統コード 発電所の地点等を特定する番号
 - 三 バランシンググループ (BG) コード BGを特定する番号
 - 四 計画提出者コード 発電販売計画等を提出する事業者を特定する番号
 - 五 発電計画・販売計画コード 発電販売計画等の基本情報を特定する番号
 - 六 需要計画・調達計画コード 需要調達計画等の基本情報を特定する番号
 - 七 需要抑制計画コード 需要抑制計画等の基本情報を特定する番号
 - 八 特定託送コード 自己託送等の精算に必要な基本情報を特定する番号
- 2 市場参加資格事業者は、容量市場システムへの市場参加資格事業者の基本 情報の登録申込み等を行うために必要な場合、前項各号に掲げるコードの発 行を、本機関に対し申請しなければならない(ただし、前項の申請によりコ ードの発行を受けた市場参加資格事業者は除く。)。
- 3 本機関は、前各項の規定により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者及び配電事業者に通知する。

(情報セキュリティ対策)

第270条 電気事業者及び需要抑制契約者は、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策を確実に実施するとともに、本機関からの情報提供等に対応し、適宜情報セキュリティ対策を見直さなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による一般電気事業者に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)第2条 平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれず、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が第111条に定める規模以上となる場合には、第76条の規定に準じて、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセスの申込みを行うことができるものとする。

(平成27年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)

- 第3条 特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、業務規程第23条及び同規程附則第4条の規定により平成27年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。
- 2 特定電気事業者及び特定規模電気事業者が前項の規定により本機関へ提出 する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次 の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。
 - 一 供給計画の案 平成27年4月15日
 - 二 供給計画 平成27年4月24日

第4条 削除

(事業者コード、系統コードの継承)

第5条 託送供給利用事業者が本機関の成立の日の前日までに取得している事業者コード及び系統コードについては、本機関の成立後もその効力を有する。

附則(平成27年8月31日)

(施行期日)

本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

附則(平成28年4月1日)

(施行期日)

第1条 本指針は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日の いずれか遅い日から施行する。

(平成28年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)

- 第2条 平成28年度の供給計画の案及び供給計画の提出期限は、第9条の2 及び第9条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に 伴い送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業 者を含む。)及び発電事業者となる者
 - ア 供給計画の案 平成28年4月13日
 - イ 供給計画 平成28年4月27日
 - 二 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に 伴い一般送配電事業者となる者
 - ア 供給計画の案 平成28年5月16日
 - イ 供給計画 平成28年5月30日

(高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置)

- 第3条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、電気事業法の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)が施行される日から起算して6か月の間、第264条の規定にかかわらず、一般送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。
- 2 一般送配電事業者は、前項に掲げる期間においては、第264条第2項の 規定にかかわらず、小売電気事業者からのスイッチング支援対象業務の申込 み等に応じることを要する。

第4条 削除

第5条 削除

附則(平成28年7月11日)

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

第2条 削除

附則(平成28年10月18日)

(施行期日)

本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

附則(平成29年4月1日)

(施行期日)

第1条 本指針は、平成29年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日の いずれか遅い日から施行する。

第2条 削除

附則(平成29年9月6日)

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、 第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び 第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議 決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日(ただし、経済産業大 臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。
- 3 前項に掲げる規定が施行されるまでの間において、第33条第1項第2号 アの規定において「、イ、ウ及びカ」とあるのを「イ及びカ」に改め、同号ウ の規定を削る。

(更新計画の提出)

- 第2条 経過措置対象者は、本機関が経過措置計画を管理し、経過措置可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新計画(30分単位の断面に限る。)を本機関に提出しなければならない。
 - 一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき
 - 二 事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合 意若しくは同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電

力調達に係る計画等の変更又は終了等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき

- 三 経過措置計画に対応する需要等の減少の見込み等により経過措置計画に 登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき
- 四 その他経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少することが明らかになったとき
- 2 更新期限は、経過措置の対象日の前々日の12時までとする。

(供給先未定発電事業者等による計画書等の提出)

- 第3条 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出 が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、 毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。
- 2 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保した場合には、当該供給先未定発電事業者等及び当該供給先事業者は、本機関に対し、当該経過措置計画の全部又は一部を承継させるために、次の各号に掲げる手続を行う。
 - 一 供給先事業者は、原則として、経過措置の対象日の10営業日前までに、本機関に対し経過措置計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から経過措置計画を承継する旨を通知する。
 - 二 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ経過措置計画を承継 する旨を本機関に通知する。

(経過措置の利用状況等の確認への対応)

- 第4条 経過措置対象者は、経過措置の利用状況等の確認を行うため、本機関が経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めた場合には、当該資料を提出するものとする。
- 2 経過措置対象者は、本機関が将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを要請した場合には、当該要請に従うものとする。

(経過措置計画コードの申請)

- 第5条 経過措置対象者が統合された場合又は供給先未定発電事業事業者等から供給先事業者へ経過措置計画が承継された場合には、当該統合した経過措置対象者又は当該供給先事業者は、広域機関システムで使用する経過措置計画を特定する番号として経過措置計画コード(申込番号)(以下「経過措置計画コード」という。)の発行を本機関に申請しなければならない。
- 2 本機関は、前項の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った経過措置

対象者に対し経過措置計画コードを発行する。

附則(平成30年6月29日)

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。ただし、附 則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。

(発電等制約量の調整)

- 第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、 第244条の規定により、制約の対象として選定した発電設備等により定格 容量比率按分した発電制約(放電制約を含む。以下同じ。)量及び充電制約 量(以下総称して「発電等制約量」という。)並びに制約の対象として選定 した発電設備等を発電計画等提出者へ通知する。一般送配電事業者の供給区 域の需給状況等に応じて発電等制約量を見直した場合も同様とする。
- 2 発電計画等提出者は、一般送配電事業者より通知された発電等制約量について、発電計画等提出者間の協議により、通知された発電等制約量を調整することができる。
- 3 発電計画等提出者は、第1項の規定により通知された発電等制約量の調整 を希望する場合は、発電等制約量の通知を受けた一般送配電事業者に希望す る発電等制約量の調整内容を連絡する。
- 4 発電等制約量の調整を希望する発電計画等提出者より連絡を受けた一般送 配電事業者は、制約の対象として選定された発電設備等を有する発電計画等 提出者へ調整内容及び調整期日を連絡する。
- 5 発電等制約量の調整を希望する発電計画等提出者及び調整内容の連絡を受けた発電計画等提出者は、当事者間において発電等制約量の調整及び当該発電等制約量の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに発電等制約量の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。
- 6 調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、発電等制約量の調整結果を 本機関に報告する。
- 7 発電計画等提出者は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。

(発電等制約量の調整の不調時の対応)

第3条 前条第2条第5項の規定による発電等制約量の調整が不調となった発

電計画等提出者は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、発電等制約量 の再調整を行う。

- 2 発電計画等提出者は、発電等制約量の再調整の結果を本機関に報告する。
- 3 一般送配電事業者及び発電計画等提出者は、本機関より再調整の結果及び 決定された発電等制約量について通知を受ける。

(発電制約又は充電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有)

- 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、発電制約又は充電制約が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、発電計画等提出者と共有する。ただし、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。
 - 一 第3年度から第4年度にわたる作業停止計画
 - 二 複数年計画の作業停止計画
- 2 一般送配電事業者は、前項の共有内容を集約し、第236条第3項に定める提出時期までに本機関に提出する。

附則(平成31年3月28日)

(施行期日)

本指針は、平成31年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれ か遅い日から施行する。

附則(令和元年7月1日)

(施行期日)

- 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17 条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021 年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただ し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。

(東北東京間連系線等の増強工事の特定負担者の取扱い期間)

第2条 平成30年9月30日以前に接続契約を締結した、東北東京間連系線のほか、関連する地内基幹送電線の増強工事の特定負担者に適用される取扱いの期間は、増強工事後の東北東京間連系線の使用開始日又は当該特定負担

者の発電機の運転開始日のいずれか遅い日(以下「起算日」という。)から、 当該特定負担者の発電機を廃止(リプレースの場合を含む。)する日又は起算 日から40年間経過した日のいずれか早い日までとする。

附則(令和元年12月11日)

(施行期日)

- 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第15条の4の規定は、経済産業大臣の認可を 受けた日から令和3年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決に より定める日から施行する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第140条の規定は、令和2年4月1日から 施行する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第79条、第80条、第135条、第135 条の2及び第174条の規定は、令和2年4月1日、経済産業大臣の認可を 受けた日又は一般送配電事業者による系統連系技術要件の変更が経済産業大 臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

(系統連系技術要件の適用)

第2条 本指針の第135条の規定により定める系統連系技術要件は、前条第4項の施行期日以降に系統アクセスにおける契約申込みを行う案件及び電源接続案件募集プロセスにおいて入札を行う案件について、適用する。

附則(令和2年3月30日)

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(特定負担計画コードの申請)

第2条 本機関は、東北東京間連系線等における増強工事又は運用容量の拡大 対策の特定負担による値差精算の対象となり得る者(以下、この条及び次条 において「値差精算対象者」という。)が、値差精算権利を受けようとする場 合又は特定負担計画対象者が特定負担計画を第三者に承継する場合には、当 該値差精算対象者又は当該第三者は、広域機関システムで使用する特定負担 計画を特定する番号(以下「特定負担計画コード」という。)の発行を本機関 に申請しなければならない。 2 本機関は、前項の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った値差精算 対象者又は第三者に対し特定負担計画コードを発行する。

(値差精算権利に係る申請)

- 第3条 値差精算対象者は、値差精算権利の付与を受けようとする場合、本機 関に値差精算権利に係る申請を行わなければならない。
- 2 特定負担計画対象者は、前項の規定により申請した内容に変更が生じた場合、本機関に変更申請を行わなければならない。

(特定負担更新計画の提出)

- 第4条 特定負担計画対象者は、本機関が特定負担計画を管理し、特定負担可 否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、30分単 位の断面の特定負担更新計画を本機関に提出しなければならない。
 - 一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により特定負担計画の値が減少するとき
 - 二 事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意又は同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画の変更等により特定負担計画の値が減少するとき
 - 三 特定負担計画に対応する需要等の減少の見込み等により特定負担計画の 値が減少するとき
 - 四 その他特定負担計画の値が減少することが明らかになったとき
- 2 特定負担更新計画の提出期限は、特定負担による値差精算の対象日の前々 日12時までとする。

(特定負担による値差精算の利用状況等の確認への対応)

- 第5条 特定負担計画対象者は、特定負担による値差精算の利用状況等の確認 を行うため、本機関が特定負担計画の更新経過、契約書その他の必要な資料 の提出を求めた場合には、当該資料を提出するものとする。
- 2 特定負担計画対象者は、本機関が将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを要請した場合には、当該要請に従うものとする。

(短工期対策の特定負担者の取扱い期間)

第6条 東北東京間連系線における運用容量の拡大対策(以下「短工期対策」という。)の特定負担者の取扱いの期間は、短工期対策後の使用開始日から増強工事後の東北東京間連系線の使用開始日の前日までとする。

附則(令和2年7月8日)

(施行期日)

- 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第33条、第83条、第85条、第88条、第88条の2、第89条、第91条、第93条、第97条、第100条、第101条、第102条、第106条、第112条、第120条から第123条の8まで及び第130条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第26条から第30条の2までの規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則(令和3年4月16日)

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(リプレース案件系統連系募集プロセスに関する経過措置)

- 第2条 業務規程附則(令和3年4月16日)第3条第1項の規定により、本機 関からリプレース該当性判断を行っている案件の通知を受けた一般送配電事 業者は、当該通知を休廃止等手続とみなして、改正後の送配電等業務指針の 規定を適用する。
- 2 この送配電等業務指針の施行の際現にリプレース案件系統募集プロセスを 開始している案件については、改正後の送配電等業務指針の規定にかかわら ず、なお従前の例による。

附則(令和3年6月24日)

(施行期日)

- 第1条 本指針は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表 8-1、別表 8-2、別表 8-3 及び別表 8-4 は、令和 4 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか

遅い日から施行する。

附則(令和4年4月1日)

(施行期日)

本指針は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれ か遅い日から施行する。

附則(令和4年7月5日)

(施行期日)

本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。ただし、第64条の2の規定(第4項から第7項までの規定に限る。)は、経済産業大臣の認可を受けた日又はN-1電制の費用精算に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

附則(令和5年4月3日)

(施行期日)

本指針は、令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第153条の2及び第153条の3の規定は、令和5年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は平常時において混雑が発生する場合の措置に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

附則(令和5年6月26日)

(施行期日)

本指針は、令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第138条から第141条まで(第139条第1項、第2項第1号及び第3項を除く。)の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則(令和6年4月10日)

(施行期日)

- 第1条 本指針は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日の いずれか遅い日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第131条の2(事前照会に係る申込み及び業務に限る。)から第131条の8までの規定は、令和7年1月6日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第106条、第131条の2(事前照会に係る申込み及び業務を除く。)及び第131条の9から第131条の26までの規定は、令和6年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

附則(令和6年7月22日)

(施行期日)

- 第1条 本指針は、令和6年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日の いずれか遅い日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第131条の2(事前照会に係る申込み及び業務に限る。)及び第131条の6の改正規定は、令和7年1月6日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第131条の2(事前照会に係る申込み及び業務を除く。)、第131条の12、第131条の16、第131条の18、第131条の22、第131条の24及び第131条の26の改正規定は、令和6年8月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第138条から第141条までの改正規定は、 令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日か ら施行する。

附則(令和7年3月26日)

(施行期日)

本指針は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれ か遅い日から施行する。